

第2回

都政改革本部会議

情報公開調査千一ム

[参考資料]

参考資料 目次

	ページ
1 公益通報制度	3
(1) 公益通報の対象範囲について	5
(2) 外部窓口の設置状況について	6
(3) 住民からの庁外窓口設置県の状況について	7
(4) 公益通報制度運用状況の公表について	8
(5) 公益通報等の実績について	9
(6) 公益通報の処理に関する要綱	10
(7) 東京都教育委員会公益通報弁護士窓口の設置に関する要綱	13
(8) 徳島県・長崎県・佐賀県・大阪府の取組状況（各団体のホームページ）	17
2 審議会等の情報公開	37
(1) 附属機関等設置運営要綱	39
(2) 附属機関等設置運営要綱の取扱いについて（通知）	41
(3) 附属機関等の会議・議事録の公開状況（平成 28 年春）	45
(4) 他道府県等調査（平成 28 年 9 月調査）	46
(5) 附属機関等の情報公開チェックリスト	51
(6) 取組内容（会議の公開を拡大）	107
(7) 取組内容（議事録の公開方法を見直し）	108
(8) 附属機関等の設置運営要綱の取扱通知の改正案	109
(9) 取組内容（附属機関等の運営情報の更なる公表）	110
3 公文書開示制度	113
(1) 東京都における情報公開制度の概要	115
(2) 条例に定める「非開示情報」	117
(3) 都における情報提供（工事設計書）	118
(4) 開示手数料制度の概要	119
(5) 平成 27 年度東京都の情報公開制度の運用状況について（年次報告書）	122
(6) 全国市民オンブズマン連絡会議「全国情報公開制度調査」について	141
4 広聴	143
(1) リーフレット「あなたの声お聞きします」都民の声窓口のご案内	145
(2) 都民の声 処理フロー図	147
(3) 都への提言、要望、相談等の状況 2016（平成 27 年度年次報告）	148
(4) 「都への提言、要望等の状況」月例報告（7 月分）	198
(5) 「都民の声総合窓口」（都庁総合ホームページ）	203
(6) 相談カード（都政一般相談用 様式）	205
5 広報 ～ホームページのあり方～	207
(1) 都庁総合ホームページについて	209
(2) 各局等が所管する東京都公式ホームページの状況（各局調査）	211
(3) 「情報公開の窓」（都庁総合ホームページ）	212
(4) ホームページによる行政情報の公開状況の比較（大阪府・市）	214
(5) 東京都総合ホームページのリニューアル（平成 28 年 8 月）	216

1 公益通報制度

公益通報の対象範囲について

<他団体の状況>

- 39道府県（8割超）の団体において公益通報の対象範囲を拡大
- 36道府県（約8割）の団体では、通報対象を法令違反行為全般と設定

	対象	団体数	団体名
1	公益通報保護法に基づく公益通報のみ	7	秋田県、茨城県、栃木県、富山県、愛媛県、大分県、鹿児島県
2	公益通報に加えて、一部の法令違反行為	3	岩手県、福井県、熊本県
3	法令違反行為全般	5	新潟県、石川県、長野県、広島県、高知県
4	法令違反行為全般に加えて、倫理規程違反その他の事実	31	北海道、青森県、宮城県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、沖縄県



<対象範囲拡大の効果>

- 行政に対する信用失墜につながる行為を幅広く把握することができ、適切な対処が可能
- 職員の法令順守意識が向上

外部窓口の設置状況について

<他団体の状況>

- 32府県（約7割）において、外部窓口を設置
- 外部窓口を設置している全団体が、弁護士に依頼

	設置あり	設置なし
団体数	32団体	14団体
団体名	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、 福井県、山梨県、長野県、岐阜県、 静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、 京都府、大阪府、島根県、広島県、 山口県、 <u>徳島県</u> 、福岡県、 <u>佐賀県</u> 、 <u>長崎県</u> 、熊本県、大分県、宮崎県	北海道、青森県、富山県、石川県、 兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、 岡山県、香川県、愛媛県、高知県、 鹿児島県、沖縄県

※ 下線は住民通報に対応する外部窓口を設置している団体



<設置の効果>

- 外部窓口があることで、職員、住民共に通報しやすい環境が整備
- 住民通報窓口により、県民の視点に立った広範な通報あり
- 通報による調査の結果、違法・不当とは認められなかった場合でも、指導による改善が可能
- 職員の法令順守意識が向上

住民からの庁外窓口設置県の状況について

1 庁外窓口の設置範囲

徳島県： 知事部局、教育委員会、公営企業、県立病院、行政委員会がそれぞれ窓口を設置

佐賀県： 知事部局、教育委員会がそれぞれ窓口を設置

長崎県： 知事部局（行政委員会、議会を含む）、教育委員会でそれぞれ窓口を設置

2 窓口設置時期

（職員通報）

庁内窓口	徳島県	平成16年 4月
	佐賀県	平成17年 6月
	長崎県	平成18年 4月
庁外窓口	徳島県	平成17年 9月
	佐賀県	平成19年 4月
	長崎県	平成19年 9月

（住民通報）

庁内窓口	徳島県	平成18年 4月
	佐賀県	
	長崎県	平成19年 9月
庁外窓口	徳島県	平成20年12月
	佐賀県	平成19年 4月
	長崎県	平成19年 9月

3 受理件数

年度		県名	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
職員	庁内窓口	徳島県			24	23	12	5	6	6	2		
		佐賀県											
		長崎県					2				3		
	庁外窓口	徳島県	窓口ごとの統計は取っていないため、庁内窓口欄に一括計上										
		佐賀県											
		長崎県		1									
住民	庁内窓口	徳島県	窓口ごとの統計は取っていないため、庁内窓口欄に一括計上										
		佐賀県											
		長崎県		1			1						
	庁外窓口	徳島県	窓口ごとの統計は取っていないため、庁内窓口欄に一括計上										
		佐賀県		3	2	3	2	1				1	2
		長崎県		5	2	1	2	1	1	1			

4 是正措置が講じられた事例等

通報内容	調査結果等
職務中に勤務を離脱し、営利企業に赴く行為などを行っている。	職務中に勤務を離脱し、営利企業に赴く行為を行うとともに、営利企業の業務に従事することで対価を受領しており、地方公務員法に違反。処分を行った。
職員が巡回業務中に、スーパーの駐車場で煙草を吸うなど長時間の休息を行っている。	違法・不当とは認められないが、事実が認められたため、当該職員及び管理職等に是正を指導した。

公益通報制度運用状況の公表について

<他団体の状況>

- 28府県（約6割）の団体において、公益通報の運用状況を公表
- 28府県のうち21府県が、外部窓口を設置
- 公表の主な内容は、受理件数、通報の内容、調査結果

	公表あり	公表なし
団体数	28団体	18団体
団体名	青森県、岩手県、山形県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	北海道、宮城県、秋田県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、奈良県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、沖縄県



<公表の効果>

- 公益通報を重視し適切に対応する姿勢を、対外的にアピールすることが可能
- 県民からの信頼が高まり、公益通報制度の運用を促進
- 広く県民からの通報を受けることで、より適正な行政運営を実現

公益通報等の実績について

1 庁内・人材支援事業団窓口の対応状況

	H25			H26			H27					
	公益通報	サポート ダイヤル	セクハラ 相談	合計	公益通報	サポート ダイヤル	セクハラ 相談	合計	公益通報	サポート ダイヤル	セクハラ 相談	合計
1 通報件数	1	11	17	29	0	6	21	27	0	3	24	27
2 1のうち、受理した件数	1	2	5	8	0	0	9	9	0	0	10	10
3 2のうち、調査に着手した件数	1	2	5	8	0	0	9	9	0	0	10	10
4 3のうち、是正措置を講じた件数	1	2	5	8	0	0	8	8	0	0	6	6
5 3のうち、是正措置が必要なかった件数	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3	3
6 3のうち、調査が継続している件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
7 1のうち、受理しなかった件数	0	9	12	21	0	6	12	18	0	3	14	17

2 公益通報弁護士窓口（教育庁）の対応状況

	H25			H26			H27		
	体罰等	セクハラ関連	合計	体罰等	セクハラ関連	合計	体罰等	セクハラ関連	合計
1 通報件数	38	3	41	32	3	35	19	5	24
2 1のうち、受理した件数	35	3	38	29	3	32	19	5	24
3 2のうち、調査に着手した件数	35	3	38	29	3	32	19	5	24
4 3のうち、是正措置を講じた件数	12	0	12	14	1	15	2	2	4
5 3のうち、是正措置が必要なかった件数	23	3	26	9	2	11	5	0	5
6 3のうち、調査が継続している件数	0	0	0	6	0	6	12	3	15
7 1のうち、受理しなかった件数	3	0	3	3	0	3	0	0	0

3 パワハラ相談窓口の対応状況

	H27
1 通報件数	116
2 1のうち、受理した件数	37
3 2のうち、調査に着手した件数	37
4 3のうち、是正措置を講じた件数	17
5 3のうち、是正措置が必要なかった件数	17
6 3のうち、調査が継続している件数	3
7 1のうち、受理しなかった件数	79

※/パワハラ相談窓口は平成27年7月に設置（教職員に対しても対応）

公益通報の処理に関する要綱

平成 18 年 3 月 17 日
17 総人第 1132 号総務局長決定

改正 平成 25 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の施行に伴い、知事部局、労働委員会事務局及び収用委員会事務局（以下「知事部局等」という。）において、公益通報（以下「通報」という。）及びこれに関連する相談（以下「相談」という。）を適切に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 知事部局等の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。）である者をいう。
- (2) 派遣労働者 知事部局等の事業に従事する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）である者をいう。
- (3) 契約先等の労働者 事業者（公益通報者保護法第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。）が知事部局等との契約に基づいて行う事業に従事する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行う知事部局等の公の施設の管理の業務に従事する労働者である者をいう。
- (4) 職員等 職員、派遣労働者及び契約先等の労働者をいう。
- (5) 通報 職員等が、知事部局等又は知事部局等の事業に従事する場合におけるその職員（地方公務員法第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職をいう。）、代理人その他の者について、通報対象事実（公益通報者保護法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。以下同じ。）が生じ、又はまさに生じようとしていると思料して、氏名を明らかにし、その旨を公益通報窓口に対し知らせることをいう。
- (6) 相談 職員等が、通報処理の仕組み、通報対象事実の該当の有無等について、公益通報窓口に対し助言を求めることをいう。
- (7) 公益通報窓口 職員等から通報又は相談を受ける第4条に規定する局窓口、第5条に規定する部所担当課、所属長である上司（以下「上司」という。）、第6条に規定する全庁窓口、総務局行政監察室及び一般財団法人東京都人材支援事業団管理部相談課（以下「事業団」という。）をいう。

(局長等の責務)

第3条 局長（これに相当する職にある者を含む。以下「局長等」という。）は、通報又は相談があった場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 局長等は、職員又は派遣労働者が、通報又は相談をしたことを理由として、当該局の事業に従事する職場で不利益な取扱いを受けることがないよう配慮しなければならない。

(局窓口の設置、担当者の選任)

第4条 人事主管課を局の公益通報窓口（以下「局窓口」という。）とする。

2 人事主管課長は、局窓口に公益通報担当者（以下「担当者」という。）を置く。

3 人事主管課長は、人事主管課の常勤の一般職員のうちから、係長級の職員を含む複数の者を担当者に選任する。

(部所担当課の指定)

第5条 局長等は、本庁各部及び2級事業所単位に部・事業所公益通報担当課（以下「部所担当課」という。）を指定する。

(全庁窓口の設置)

第6条 総務局人事部人事課を全庁の公益通報窓口（以下「全庁窓口」という。）とする。

(公益通報窓口の職務)

第7条 局窓口は、通報を受けた場合等は、全庁窓口に対し、速やかに報告するとともに、調査を行い、通報対象事実があると認められた場合は、是正措置及び再発防止措置（以下「是正措置等」という。）を講じる。

2 部所担当課は、通報を受けた場合等は、局窓口に対し、速やかに報告するとともに、局窓口の指導の下、必要に応じて調査を行う。

3 上司は、通報を受けた場合は、部所担当課に対し、速やかに報告するとともに、部所担当課の指導の下、必要に応じて調査を行う。

4 全庁窓口は、他の任命権者及び事業団との連絡調整、局窓口に対する指導及び助言等を行うほか、通報を受けた場合等は、局窓口に対し、速やかに通知する。

5 総務局行政監察室は、通報を受けた場合は、局窓口又は全庁窓口に対し、速やかに報告する。なお、複数の局に関係するなど、都又は知事部局等全体に影響を及ぼす程度の重要な事案、措置に緊急を要する事案等については、局窓口と連携して調査を行う。

6 事業団は、通報を受けた場合は、全庁窓口に対し、速やかに報告する。

7 公益通報窓口は、相談を受けた場合は、助言を適切に行う。

(通報・相談)

第8条 職員等は、いずれの公益通報窓口に対しても通報又は相談をすることができる。ただし、上司に対して行うことができる者は職員及び派遣労働者とし、事業団に対して行うことができる者は職員とする。

2 通報及び相談の方法は、面談、電話又は文書による。ただし、職員が、総務局行政監察室に対し通報又は相談をする場合は、電子的方式で作られた記録（サポートダイヤルTAIMS版をいう。以下「電子的記録」という。）による方法を含み、事業団に対し通報又は相談をする場合は、面談又は電話による方法とする。

(相談の受付)

第9条 相談を受けた公益通報窓口は、相談者の秘密保持に配慮しつつ、相談の内容に応じて助言を適切に行うとともに、相談者の秘密は保持されること及び相談者に対する不利益な取扱いのないことを、相談者に対し説明する。

(通報の受付等)

第10条 通報を受けた公益通報窓口は、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名、所属及

び連絡先並びに通報内容となる事実を把握するとともに、通報者の秘密は保持されること及び通報者に対する不利益な取扱いのないことを、通報者に対し説明する。

- 2 通報内容の事業を所管する局の局窓口等は、通報を受理し、調査を行う場合は受理した旨及び調査を行う旨を、通報を受理し、調査を行わない場合は受理した旨並びに調査を行わない旨及びその理由を、通報を受理しない場合は受理しない旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく（文書又は電子的記録による通報の場合は、通報を受けた日から20日以内に（文書により通知する場合は、通報を受けた日から20日以内に文書が通報者に到達するように））通知する。

（調査の実施等）

- 第11条 通報内容の事業を所管する局の局窓口等は、通報者の秘密保持に配慮しつつ、遅滞なく、被通報者その他の関係者からの事情聴取その他の必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。
- 2 通報内容の事業を所管する局の局窓口は、調査中であっても、緊急かつ必要な措置を講じなければならない場合は、直ちに、通報対象事実の中止その他の措置を講じる。

（是正措置の実施等）

- 第12条 通報内容の事業を所管する局の局窓口は、調査の結果、通報対象事実があると認められた場合は、速やかに是正措置等を講じるとともに、必要に応じて、関係者に対する懲戒処分等の手続を行う。
- 2 通報内容の事業を所管する局の局窓口は、是正措置等を講じた場合は事実関係及び是正措置等の概要等を、通報対象事実があると認められなかった場合又は調査を尽くしても当該事実の存否が明らかにならなかった場合はその旨を、関係者のプライバシーに配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知する。

（通報者等の保護等）

- 第13条 職員等は、通報又は相談をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。
- 2 この要綱に定める事務に従事する者は、通報者及び相談者その他関係者のプライバシーに十分配慮し、知り得た秘密は厳守しなければならない。
- 3 この要綱に定める事務に従事する者は、自らが関係する通報処理に関与してはならない。

（通報者等の責務）

- 第14条 職員等は、虚偽の通報、他人をひぼう中傷する通報、他人の業務を妨害する通報その他の不正の目的の通報をしてはならない。
- 2 職員等は、他人の正当な利益又は公共の利益を害する通報をしないよう努めなければならない。
- 3 被通報者その他の関係者は、通報内容の事業を所管する局の局窓口等が行う調査に協力しなければならない。
- 4 職員は、他の任命権者が所管する通報内容の関係者である場合は、当該他の任命権者の公益通報窓口が行う調査に協力しなければならない。

（その他）

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項は、総務局人事部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

東京都教育委員会公益通報弁護士窓口の設置に関する要綱

平成25年4月23日

25教総総第136号教育長決定

(目的)

第1条 この要綱は、教育庁、教育事務所、教育庁出張所、事業所及び都立学校（以下「教育庁等」という。）並びに東京都内の区市町村立学校（以下「区市町村立学校」という。）における法令違反等の不適正な行為を通報するための弁護士窓口の設置及び運用に関し必要な事項を定め、もって法令遵守（コンプライアンス）の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 教育庁等の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。）である者をいう。
- (2) 県費負担教職員 区市町村立学校に勤務する県費負担教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条に規定する県費負担教職員をいう。）をいう。
- (3) 児童・生徒、保護者 都立学校及び区市町村立学校に通う児童・生徒及びその保護者をいう。
- (4) 通報 職員、県費負担教職員又は児童・生徒、保護者が、教育庁等若しくは区市町村立学校又は教育庁等若しくは区市町村立学校の事業に従事する場合におけるその職員、県費負担教職員、代理人その他の者について、法令等に違反する不適正な事実（以下「通報対象事実」という。）が生じ、又はまさに生じようとしていると思料して、原則として氏名を明らかにし、その旨を弁護士窓口に対し知らせることをいう。
- (5) 相談 職員、県費負担教職員又は児童・生徒、保護者が、通報の処理の仕組み、通報対象事実等の該当の有無等について、弁護士窓口に対し助言を求めることをいう。
- (6) 弁護士窓口 職員、県費負担教職員又は児童・生徒、保護者から通報又は相談を受ける第5条第1項に規定する弁護士の窓口をいう。

(東京都教育委員会教育長の責務)

第3条 東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、弁護士窓口に通報又は相談があった場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 教育長は、職員等、県費負担教職員又は児童、生徒、保護者が、弁護士窓口に通報又は相談をしたことを理由として、教育庁等又は区市町村立学校で不利益な取扱いを受けることがないよう

必要な措置を講じなければならない。

(弁護士窓口の設置及び担当弁護士の委嘱)

第4条 東京都教育委員会は、通報窓口として、弁護士窓口を設置し、通報担当弁護士（以下「担当弁護士」という。）を置く。

- 2 担当弁護士は、現に弁護士の資格を有し、弁護士窓口の業務に必要な識見を有する者のうちから、教育長が委嘱する。
- 3 担当弁護士の任期は、1年とする。ただし、補欠の担当弁護士の任期は、前任者の残任期とする。
- 4 担当弁護士は、再任されることができる。

(弁護士窓口に係る所管課及び担当者の選任)

第5条 教育庁総務部総務課（以下「総務課」という。）を弁護士窓口と連絡調整を行う所管課（以下「教育庁窓口」という。）とし、総務部人事担当課長（以下「人事担当課長」という。）をその責任者とする。

- 2 人事担当課長は、総務課の常勤の一般職員のうちから、複数の者を教育庁窓口の担当者に選任する。

(弁護士窓口に係る部所担当課の設置)

第6条 教育庁各部ごとに、通報を担当する所管課（以下「部所担当課」という。）を置く。

(担当弁護士、教育庁窓口及び部所担当課の職務)

第7条 担当弁護士は、通報を受けた場合等は、教育庁窓口へ報告する。

- 2 教育庁窓口は、担当弁護士から前項の報告を受けた場合は、必要に応じて関係する部所担当課に調査を行うよう指示する。また、調査の結果、通報対象事実があると認められた場合は、是正措置及び再発防止措置（以下「是正措置等」という。）についても併せて報告するよう指示する。
- 3 関係する部所担当課は、教育庁窓口から調査又は是正措置等の指示を受けた場合は、速やかに調査を行い又は是正措置等を講ずるとともに、結果を人事担当課長宛てに報告する。
- 4 部所担当課は、前項の調査又は是正措置等を行うに当たり、当該事案に係る教育事務所、教育庁出張所、事業所及び区市町村教育委員会等と連携して対応するとともに、必要に応じ指導、助言又は援助等を行う。
- 5 教育庁窓口は、弁護士窓口及び部所担当課との連絡調整を行う。
- 6 担当弁護士は、相談を受けた場合は、必要に応じて教育庁窓口と協議し助言を適切に行う。
- 7 第1項及び前項の規定により通報の報告及び相談の協議を行う場合において、担当弁護士は、教育庁窓口に対し通報者及び相談者（以下「通報者等」という。）の氏名等本人に係る情報は報告しないこととする。ただし、通報者等が氏名等を教育庁窓口に報告することをあらかじめ承諾している場合は、この限りでない。

(通報・相談)

第8条 通報及び相談は、通報者等が別紙様式を弁護士窓口宛て電子メール又はファクシミリで送付することにより行う。

2 通報及び相談は、原則として通報者等の氏名を明らかにして行うものとするが、通報者等が特に希望する場合は、匿名により行うことができる。

(相談の受付等)

第9条 相談を受けた担当弁護士は、相談内容に応じて、助言を適切に行う。助言に当たっては、相談者の秘密保持に配慮しつつ、教育庁窓口と協議することができる。

(通報の受付等)

第10条 通報を受けた担当弁護士は、受け付けた通報内容を教育庁窓口へ報告し、必要に応じて通報内容への対応について、教育庁窓口と協議を行う。

2 担当弁護士は、教育庁窓口が通報を受理し調査を行う場合はその旨を、教育庁窓口が通報を受理し調査を行わない場合及び教育庁窓口が通報を受理しない場合はその旨及びその理由を、通報者に対し通報を受けた日から原則として20日以内に（文書により通知する場合は、通報を受けた日から原則として20日以内に文書が通報者に到着するように）通知する。ただし、匿名による通報及び通報者に通知する手段がない場合は、この限りでない。

3 担当弁護士は、通報として送付された事案の内容が、第2条(4)に定める通報に該当しないと判断した場合には、当該事案を相談として対応し、相談内容に応じた窓口を案内するなど適切に処理する。

(調査の実施等)

第11条 部所担当課等は、遅滞なく、被通報者及びその他の関係者から事情聴取その他の必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。

2 部所担当課等は、調査中であっても、緊急かつ必要な措置を講じなければならない場合は、直ちに、通報対象事実に係る行為等の中止その他の措置を講じる。

(是正措置の実施等)

第12条 部所担当課等は、調査の結果、通報対象事実があると認められた場合は、速やかに是正措置等を講じる。

2 担当弁護士は、部所担当課等による調査の結果、通報対象事実があると認められ、是正措置等が講じられた場合は事実関係及び是正措置等の概要等を、通報対象事実があると認められなかった場合又は調査を尽くしても当該事実の存否が明らかにならなかった場合はその旨を、関係者のプライバシーに配慮しつつ、通報者に対し遅滞なく通知する。ただし、匿名による通報及び通報者に通

知する手段がない場合は、この限りでない。

(通報者等の保護・利益相反関係の排除等)

第13条 職員等、県費負担教職員又は児童・生徒、保護者は、通報又は相談をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

2 この要綱に定める事務（調査及び是正措置等を含む。以下同じ。）に従事する者は、通報者等その他関係者のプライバシーに十分に配慮し、知り得た秘密は厳守しなければならない。

3 この要綱に定める事務に従事する者は、自らが関係する通報処理に関与してはならない。

4 この要綱に定める事務に従事する者は、区市町村教育委員会等と連携して対応する場合において、当該区市町村教育委員会等においても前3項に準じた取扱いが行われるよう十分に配慮しなければならない。

(通報を行おうとする者等の責務)

第14条 この要綱に基づき通報を行おうとする者は、虚偽の通報、他人をひぼう中傷する通報、他人の業務を妨害する通報その他の不正の目的による通報をしてはならない。

2 この要綱に基づき通報を行おうとする者は、他人の利益又は公共の利益を害する通報をしないよう努めなければならない。

3 被通報者その他の関係者は、教育庁窓口及び部所担当課等が行う調査に協力しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項は、教育庁総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月26日から施行する。

Tokushima Prefectural Government
法人番号：4000020360007[English](#) [中文](#) [Deutsch](#) [한국어](#) [Español](#) [スマートフォンサイト](#) [携帯サイト](#) [検索](#) [目的から探す](#) [地域から探す](#) [組織から探す](#) [サイトマップ](#)[トップページ](#) [くらし](#) [教育・文化](#) [観光・物産](#) [産業・労働](#) [県土づくり](#) [行政・地域](#) [防災](#)

職員等からの通報制度

[トップページ](#) > [職員等からの通報制度](#)

職員等からの通報制度とは

県(知事部局、労働委員会事務局及び収用委員会事務局)又は県職員(知事部局、労働委員会事務局及び収用委員会事務局)の不正行為等を早期に発見して、速やかに是正に繋げ、法令遵守等をさらに推進するため、県職員はもちろん、県民の皆様などから通報していただく制度です。(どなたでも通報できます。通報の秘密は守ります。)

⇒職員等からの通報制度に関するQ&A

受付窓口

通報窓口は、「監察局」と「外部相談員(弁護士)」の2つがあります。封書又は電子メールで通報して下さい。

監察局

- ・封書の場合は、
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
「監察統括監(公益通報)」宛 ※「親展」と記載して下さい。
- ・電子メールで通報する場合は、次をクリックして下さい。

【外部相談員(1)】

- ・封書の場合は、
〒770-0854 徳島市徳島本町1丁目9番地NODAビル2階
笹谷 正廣 弁護士 宛
- ・電子メールで通報する場合は次のアドレスへお送り下さい。
gaibusasatani@mb.tcn.ne.jp

【外部相談員(2)】

- ・封書の場合は、
〒770-0844 徳島市中通町1丁目8番地
田中 浩三 弁護士 宛
- ・電子メールで通報する場合は次のアドレスへお送り下さい。
gaibutanaka@bird.ocn.ne.jp

※通報は、監察局又は外部相談員が受付しますが、内容により関係部局と連携して処理させていただく場合もあります。

このページに関するお問い合わせは

監察局

電話番号:088-621-2755 ファクシミリ:088-621-2756 メールアドレス:kansatsukyoku@pref.tokushima.jp

| [個人情報の取り扱い](#) | [著作権](#) | [免責事項](#) | [お問い合わせ](#) | | [RSSIについて](#) |



Tokushima Prefectural Government
法人番号：4000020360007

English 中文 Deutsch 한국어 キオッスペース スマートフォンサイト 携帯サイト

検索 目的から探す 地域から探す 組織から探す サイトマップ

トップページ くらし 教育・文化 観光・物産 産業・労働 県土づくり 行政・地域 防災

Q&A－職員等からの通報制度

トップページ > 職員等からの通報制度 > Q&A－職員等からの通報制度

職員等からの通報制度に関するQ&A

- Q1 どのような事案が通報の対象となりますか。
- A1 県(知事部局、労働委員会事務局及び収用委員会事務局)若しくはその事業又は県職員(知事部局、労働委員会事務局及び収用委員会事務局)若しくはその行為について、次のいずれかに該当するものを対象とします。
- (1)法令(条例、規則及び訓令含む。)違反又はこれに至るおそれのあるもの
 - (2)県民の生命又は健康に重大な損害を与えるおそれのあるもの
 - (3)行政事務処理等における不適切な行為
 - (4)職務外の非行や信用失墜行為
 - (5)その他県民全体の利益等公益に反するおそれのあるもの
- どなたでも通報できますが、次の類に該当するものは対象外とします。
- (1)個人に対する誹謗中傷
 - (2)私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情によるもの
 - (3)県職員自らの人事上の処遇、給与その他勤務条件に関する事案
 - (4)その他、当該「職員等からの通報制度」の趣旨にそぐわないものなど
- なお、通報の対象に該当するものであっても、その内容が真実であると信じるに足りるものであることが必要です。(「通報の事案について単なる伝聞等ではなく、通報事実を裏付けられる証拠を有する場合など、相当の根拠を有する場合」等を言います。)
- Q2 匿名でも通報できますか。
- A2 通報できます。(ただし、匿名の場合、十分な調査ができない場合がありますので、できる限り、氏名、連絡先等をご記入願います。)
- Q3 県職員が通報した場合に、連絡したことが職場に漏れる心配はありませんか。また、通報したことで不利な取扱いを受けることはありませんか。
- A3 通報の内容は、監察局職員等、ごく限られた者しか知り得ない上、秘密の保持が義務付けられています。また、通報があったことを明らかにしないで、調査を行うなど、通報者の秘密の保持に最大限の配慮をします。したがって、通報したことで、不当な取扱いを受けることはありませんが、万一、職場で嫌がらせ等を受けた場合は、再度通報することができます。

このページに関するお問い合わせは

監察局

電話番号：088-621-2755 ファクシミリ：088-621-2756 メールアドレス：kansatsukyoku@pref.tokushima.jp

| 個人情報の取り扱い | 著作権 | 免責事項 | お問い合わせ | | RSSについて |

長崎県法令違反等通報制度

2013年7月18日更新

長崎県では、職員等の法令違反行為等に対して、職員や県民の方が県に対して通報を行うことができる

「長崎県法令違反等通報制度」を設けました。

通報があった行為や事実に対して、必要に応じて調査や是正措置を行い、併せて通報者の保護を図ります。

なお、教職員等を対象とする通報制度につきましては、教育委員会のホームページをご覧くださいませようお願いします。

【長崎県教育委員会法令違反等通報制度】

<http://www.pref.nagasaki.jp/edu/info/tsuuhou/index.php>

1. 通報を行うことができる者

- (1) 職員等(正規職員、臨時職員、非常勤職員、その他の労務提供者)
- (2) 職員等以外の者(県民の方)

2. 通報の対象となる行為又は事実

- (1) 法令に違反する行為又はそのおそれのある事実
- (2) 個人の生命、健康、財産若しくは生活環境等を害し、又はこれらに対して重大な影響を与えるおそれのある行為

※ 不正な利益を得る目的、職員を誹謗中傷する目的、第三者に損害を与える目的のものは対象となりません。

3. 通報の窓口

- (1) 県の窓口

所 属	総務部人事課長
通報郵送先	長崎県長崎市江戸町2番13号
ファクシミリ	095-895-2550
電子メール	s01020@pref.nagasaki.lg.jp

- (2) 外部窓口(弁護士)

氏 名	石橋 龍太郎
通報郵送先	長崎県長崎市万才町6番11号 三井ビル1階塩飽志郎法律事務所
ファクシミリ	095-823-1403

※ 下記の様式等により、親展文書(封書)、ファクシミリ又は電子メール(県の窓口に限ります。)により上記いずれかの窓口へ送付してください。

[通報書の様式\[PDFファイル/231KB\]](#)

4. 通報者の保護

通報者は、正当な通報を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けません。

5. 通報者の氏名等

通報にあたっては、原則として氏名及び連絡先を明らかにしなければなりません。

ただし、外部窓口(弁護士)への通報のうち、通報者が希望する場合は、弁護士は県に対して通報者の氏名等を報告の対象外とします。

長崎県法令違反等通報制度に関するお問い合わせ

長崎県総務部人事課人事班

電話 095-895-2153

ファクシミリ 095-895-2550

このページの掲載元

人事課

住所:長崎県長崎市江戸町2番13号

電話:095-895-2152

ファクシミリ:095-895-2550





[ホーム](#) > [分類から探す](#) > [県政情報](#) > [ご意見・情報公開・相談窓口](#) > [相談窓口案内](#) > [ご利用ください 県庁・教育庁ほっとライン「県民窓口」](#)
[ホーム](#) > [組織から探す](#) > [総務部](#) > [人事課](#) > [ご利用ください 県庁・教育庁ほっとライン「県民窓口」](#)

ご利用ください 県庁・教育庁ほっとライン「県民窓口」

いいね！ 0

[ツイート](#)
[LINEで送る](#)

最終更新日：2016年9月13日 | [総務部](#) [人事課](#) TEL：0952-25-7011 FAX：0952-25-7291 [✉ jinjij@pref.saga.lg.jp](mailto:jinjij@pref.saga.lg.jp)

○ 県庁・教育庁ほっとライン「県民窓口」とは？

「県職員や県立中高校の教職員が、その仕事をするにあたって、法令違反など県民の信頼を損なうようなことをしている」等の事実がある場合、そのことを相談・通報していただける窓口です。具体的には弁護士が窓口になります。

【相談・通報の対象となるのは】

県庁、県の現地機関、県立施設の職員、あるいは県立中高校等の教職員が、その仕事をするにあたって、次のいずれかに該当する行為をしている事実がある場合です。

法令（条例、規則等を含む）に違反し、又は違反するおそれがある行為

県民等の生命又は身体の保護及び利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保等に重大な影響を与えるおそれがある行為

県に対する県民等の信頼を損なうおそれがある行為

○ なぜ、こうした窓口をつくったのですか？

県では、県民の皆さんから信頼していただける佐賀県庁を目指し、誠実かつ公平・公正に仕事をしていきます。ですから、もしそうでない事実があれば、きちんと調査し、改善します。そのために「県民窓口」をつくりました。直接、県庁や県教育委員会に相談や通報がしづらいときは、この「県民窓口」をご利用ください。

※各学校での生徒指導に関するものについては、まず教育庁学校教育課にご相談ください。

○ 通報者の個人情報は保護されますか？

通報された方のご住所、お名前、連絡先、メールアドレスなどの個人情報は、ご本人の同意がない限り、「県民窓口」を担当する弁護士以外が知ることはありません。

○ 誰が調査を行うのですか？

通報内容によって、「県民窓口」を担当する弁護士が直接調査する場合と、弁護士の指示により県又は県教育委員会の担当部署（県総務部人事課又は県教育委員会教育総務課）が行う場合があります。

なお、調査を行う県や県教育委員会の担当部署も、通報された方の個人情報を知ることはありません。

○ 調査結果は知らせてくれるのですか？

調査結果は、「県民窓口」担当の弁護士から、通報された方の連絡先にお知らせします。なお、県のホームページにも、通報の概要や改善策を公表します。

・[県庁ほっとラインの運用状況](#)

・[教育庁ほっとラインの運用状況](#)

○ 具体的な通報の方法は？

1 通報は、下記の県民窓口へ電子メール又は封書でできます。

2 通報の様式は特にありません。ただし、通報にあたっては、次のことを記載してください。

(1) ご氏名、ご連絡先

(2) 具体的な内容（いつ、どこで、誰が、何をした、といった事実を可能な限り記載してください。）

また、証拠となるものがあればご提供ください。

(3) 調査結果の公表の希望の有無（特に記載がない場合は、概要を公表します。）

なお、(1)及び(2)の記載がない場合、確実な調査ができなかったり、調査結果等のお知らせができない場合がありますのでご了承ください。

3 県民窓口

〒840-0825

佐賀市中央本町1番10号 ニュー寺元ビル三階

松尾弘志法律事務所 松尾弘志弁護士

E-mail : k-hotline@pref.saga.lg.jp

○封書での通報の場合は、封筒に「親展」「公益通報」と朱書きしてください。

○電子メールでの通報の場合は、メールの件名に「公益通報」と記載してください。

(メールは松尾弁護士のみが受信します。メールの件名に「公益通報」の記載がない場合、通報メールとして確認できないことがありますので必ず記入してください。)

添付ファイル

添付資料

- 県庁ほっとライン (佐賀県庁公益通報制度) 実施要綱 (平成28年9月12日改正) (PDF: 137.7キロバイト)
- 教育庁ほっとライン (佐賀県教育委員会公益通報制度) 実施要綱 (平成28年4月1日改正) (118KB; PDFファイル)

<p>このページに関する お問い合わせは</p>	<p>総務部 人事課 電話 : 0952-25-7011 ファックス : 0952-25-7291 jinji@pref.saga.lg.jp</p>
------------------------------	---

{ID:20108}

このマークがついているリンクは別ウィンドウで開きます



別ウィンドウで開きます

※資料としてPDFファイルが添付されている場合は、Adobe Acrobat(R)が必要です。

PDF書類をご覧になる場合は、Adobe Readerが必要です。正しく表示されない場合、最新バージョンをご利用ください。

あなたが最近チェックしたページ		[すべての履歴を削除]
2016年8月10日更新	県庁ほっとライン (佐賀県庁公益通報制度) の運用状況 [x]	
2015年5月14日更新	公益通報者保護法 [x]	

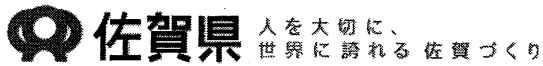
ページの先頭へ

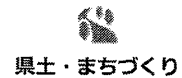
[ホームページについて](#)
[アクセシビリティについて](#)
[リンク集](#)
[サイトマップ](#)
[個人情報の取り扱い](#)
[サイトポリシー](#)

佐賀県庁(法人番号: 1000020410004) 〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59 Tel:0952-24-2111 (代表)

- 交通アクセス
- 庁舎案内
- 各課へのお問合せ

Copyright © 2016 Saga Prefecture. All Rights Reserved.





ホーム > 分類から探す > 県政情報 > ご意見・情報公開・相談窓口 > 相談窓口案内 > 県庁ほっとライン(佐賀県庁公益通報制度)の運用状況
 ホーム > 組織から探す > 総務部 > 人事課 > 県庁ほっとライン(佐賀県庁公益通報制度)の運用状況

県庁ほっとライン(佐賀県庁公益通報制度)の運用状況

いいね! 0

ツイート

LINEで送る

最終更新日: 2016年8月10日 | 総務部 人事課 TEL: 0952-25-7011 FAX: 0952-25-7291 E: jinji@pref.saga.lg.jp

●県庁ほっとライン(佐賀県庁公益通報制度)(平成17年6月8日施行 平成19年4月1日改正)の運用状況について

●現在までの通報件数 14件(平成28年8月10日現在) ※通報があれば、そのつど更新します。

●通報案件の概要

通報日	通報先	通報概要	調査結果・県の対応
平成28年2月20日	県民窓口	佐賀城本丸歴史館において、職員が関係者に対して大勢の人の前で怒鳴るなどの言動をとっていた。 また、十分な説明がなかったにもかかわらず、一方的な指摘を何度も受けた。	通報受理後、調査を行ったところ、事前の打ち合わせやコミュニケーションが十分でなかったことから関係者に不愉快だと受け止められてもやむを得ない職員の言動があった。 【その後の対応】 佐賀城本丸歴史館では今回の調査結果を受けて、次のように対処した。 (1)関係者と禁止項目や利用制限を確認するため「チェックシート」を用い、事前に十分な打合わせ行う。 (2)作業当日は、丁寧に分かりやすい言葉で関係者に説明を行うなど十分なコミュニケーションを図る。 (3)全職員を対象に接遇の研修を実施した。
平成27年7月24日	県民窓口	ある県職員が公用の固定電話機を使用して私的な通話を勤務時間内に行っていた。	通報受理後、調査したところ、過去に公用の固定電話機を使用して私的な通話を勤務時間内に行っていた事実及び当時、所属長から既に注意を受けていた事実が認められた。 【その後の対応】 今回の調査に関連してなされた県民窓口からの意見を踏まえ、全職員に対し、 (1)固定電話に限らず公用の電話を私的に使用しない旨の注意喚起を行うとともに、 (2)公用パソコン等の使用も同様であり、業務目的以外で使用しない旨の注意喚起を合わせて行った。
平成26年8月20日	県民窓口	佐賀城本丸歴史館において、施設の使用希望者に対して他の職員の前で侮辱する発言を行うなどの不誠実な対応があった。	通報受理後、調査を行ったところ、当該職員が施設の使用希望者に対して、後になって使用は許可できないと取られる発言や対応のほか、他の職員の前で使用希望者が若く未熟である旨の発言をした事実が認められた。 【その後の対応】 本丸歴史館では今回の調査結果を受けて、次のように対処した。 (1)全職員を対象に接遇の研修を実施した。

日			<p>(2) 個人の施設の使用について明文化されていない部分や特殊な構造である施設を保全する必要性などを加え、「施設使用に係る運用規程」を改正した。</p> <p>(3) パンフレット、ホームページについて、運用規程の改正に基づき使用許可にあたっての禁止事項や使用制限内容をわかりやすい表現に改善した。</p> <p>(4) 実務の現状を踏まえつつ、施設の使用希望者とのトラブルが発生しないよう受付用のマニュアルを整備すると共に、禁止項目や使用制限を双方が確認できるようチェックシートを作成した。</p>
平成23年8月5日	県民窓口	<p>ある県職員が、勤務時間中に業務用パソコンを利用し、ツイッター上（個人アカウント）に私的な書込・投稿を行っている。また、勤務時間外にツイッター上に書込・投稿を行ったものの中に、女性を蔑視するような差別的な表現が含まれている。</p> <p>さらに、ツイッターのフォロワーの中にも県職員と思われる者があり、勤務時間中に書込・投稿を行っているようである。</p>	<p>通報受理後、調査を行った結果、当該職員が勤務時間中及び勤務時間外に業務用パソコンを利用し、ツイッター上に私的な書込・投稿を行った事実及び勤務時間外に差別的な表現とされる書込・投稿を行った事実をそれぞれ確認した。</p> <p>なお、特定はできなかったが、投稿の内容や体裁から、当該職員以外の職員が勤務時間中にツイッター上に私的目的で書込・投稿を行っている事実を窺うことができるものが見受けられた。</p> <p>【その後の対応】 今回の調査に関連してなされた県民窓口からの意見を踏まえ、全職員に対し、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) コンプライアンスの基本方針を再確認する (2) 業務用パソコン及び公用携帯は私的目的に利用しない (3) 勤務時間中は、ツイッター等への私的目的による書込みは行わない (4) プライベートでツイッター等を利用する場合も、公序良俗に反する内容等の書込みは行わない旨の注意喚起を行った。
平成23年3月24日	県民窓口	<p>ある県職員が、生活保護の手続の過程で個人情報を漏洩している。また、生活保護に関する説明責任を果たしていない。</p>	<p>通報受理後、調査を行い、関係法令を検討したところ、職員の対応において通報のあったような違法、不当な事実は認められなかった。</p>
平成22年3月8日	県民窓口	<p>有田産業大学校において、職員からのアカデミック・ハラスメントによる退学者が続いている。</p>	<p>通報受理後、調査を行ったが、通報内容が具体的でなかったため、通報に関する具体的な事実関係を確認することはできなかった。</p> <p>【その後の対応】 通報事案の特定はできなかったが、職員の対応について苦情が寄せられている事実があった。 産業大学校ではこのことを受けて、事実関係を確認の上、各種のハラスメント防止体制を整備した。</p>
平成21年9月4日	県民窓口	<p>県に書簡で意見投稿し、回答があったが、その内容が県ホームページ「県政へのご意見」に掲載されていない。県にとって不都合な内容のものを掲載していないのはいいか。</p>	<p>通報受理後、県民等からの電子メールや書簡等による意見・質問等の取扱状況について調査を行ったところ、ホームページに掲載することをあらかじめ投稿者に告知して運営している「知事への提案」「県政へのご意見」で受け付けた電子メールについては原則として掲載し、それ以外の意見・質問等については掲載しないという取扱いであった。</p> <p>県においては、あらかじめ定めた運用ルールに則った取扱いがされており、県にとって都合のよい情報と悪い情報を不正に選別しているといった事実は認められなかった。</p>
平成21年	県民窓口	<p>中央児童相談所及び婦人相談所において、一時保護等された児童及び婦人（特定個人）に対する不適切な対応があった。</p>	<p>通報受理後、両相談所に対して調査を行ったところ、通報のあったケースにおいて不適切な対応がなされた事実は認められなかった。</p>

8月21日		【その後の対応】 今回の調査に関連してなされた県民窓口からの意見をふまえ、児童の一時保護の期間を延長する場合には、第三者機関の意見を聴取し、検証を行うよう、業務のやり方を見直した。
平成21年4月30日	県民窓口 ある県職員が職務怠慢である。出勤しても何もせず、周囲のモチベーションを下げている。周りも上司もあきらめている。	通報受理後、本人の勤務状況について調査を行ったところ、出勤日において怠業の事実は認められなかった。
平成21年2月10日	県民窓口 ある県職員の勤務態度が目に見える。 (1)勤務時間中の長時間の離席、無断外出、私用電話、毎日の遅刻。 (2)勤務時間中の、業務用パソコンの私的利用(インターネット閲覧等) (3)正規の勤務時間内に仕事をせず、深夜勤務や休日勤務をしている。	通報受理後、調査を行ったところ、当該職員については、通報がある以前に左記のうちの一部の行動が認められたため、上司から本人に注意をしていた。 通報を受けて行った状況調査においては、以前と同様の不適切な行動は確認できなかった。 また、そのほかの指摘の事実も確認できなかった。 「不当な深夜勤務と休日勤務」については、時間外勤務命令等の関係文書の内容にも不審な点はなかった。 【その後の対応】 本件について、公益通報の一例として全職員に紹介し(個人情報を除く)、職務専念義務等についての注意喚起を行った。
平成20年9月30日	県民窓口 県が河川管理のために行なっている除草に伴い発生した刈草について、 (1)現場で焼却(野焼き)することは違法ではないか。 (2)一般廃棄物処理業者へ引き渡した分は適正に処理されているのか。 (3)実際は野焼きによる処理がほとんどではないか。	県が河川等の管理を行なうために必要な、刈草等の現場焼却については、廃棄物処理法第16条の2第3号及び同施行令第14条第1号に該当し、焼却設備を用いない焼却が認められており、これに基づいて処理を行なっている。 通報受理後、実態調査を行なったところ、河川敷から発生した刈草については約90%が現場焼却により処理されていた。 平成19年度における一般廃棄物処理業者への引渡実績はなかった。 なお、一般廃棄物処理業者の業務に関しては所在市町が管理監督を行なうこととなっている。 【その後の対応】 引き続き刈草の有効利用などの対策に努め、現場焼却分の削減を図っていくこととした。
平成20年1月21日	県民窓口 有田農業大学の教師が授業を放棄している。職務怠慢で税金の無駄遣いではないか。	通報受理後、同校の管理者に事情聴取を行ったが、通報内容が具体的でなかったため、該当者及び事実関係の特定ができなかった。
平成19年6月11日	県民窓口 日々雇用職員に、例えば、 (1)時間外の消耗品の買出し (2)弁当の手配及び配膳 (3)現金の会計管理及び茶菓注文 といったことを行わせているのは問題である。	通報受理後、知事部局(県立病院好生館を除く)及び労働委員会事務局に勤務するすべての日々雇用職員を対象にアンケート調査を行ったところ、その一部に、通報にあるような不適切な業務に従事させていた事実が認められた。 日々雇用職員の業務内容については、平成18年7月に「業務標準」を各所属に通知していたが、今回の調査結果を受けて、改めて、全職員に対し、当該「業務標準」の周知徹底を図ることとした。

	<p>(なお、右記アンケート調査実施後の第2報により、県職員を派遣している外部団体の日々雇用職員のことであることが判明した。)</p>	<p>※業務標準※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外の用件指示は不可 ・個々の職員への弁当の注文取りや配膳は不可 ・昼食の一括注文と代金の小分けは可(業務) ・個人・サークル等の通帳管理や預金の出し入れなど、私用を頼むことは不可 <p>なお、県職員を派遣している外部団体については、どのような対応が可能か検討した。</p> <p>【その後の対応】</p> <p>全職員を対象としたアンケート調査を通じて、日々雇用職員に従事させるべきでない不適切な業務を周知徹底した。</p> <p>また、「業務標準」を一部改正し、日々雇用職員の業務としての位置づけがあいまいだった業務についても、標準的な業務として明確に位置づけるとともに、各所属において、雇用の際に十分説明するよう徹底した。</p> <p>なお、県職員を派遣している外部団体にも、日々雇用職員の労務管理に活用していただけるよう、改正された「業務標準」を情報提供した。</p>
<p>平成 19年 6月 11日</p>	<p>県 民 窓 口</p> <p>県ホームページの「ネクストステージを佐賀県で」の田舎物件のコーナーに、法令(宅地建物取引業法)違反の疑いのある物件が掲載されている。</p>	<p>通報受理後、調査した結果、直ちに当該物件の掲載を中止した。</p> <p>当該物件を取り扱った者に対しては、現時点では法令違反には当たらないものの、反復継続して転売目的で土地・建物の売買を行う場合は宅地建物取引業の免許が必要であることなどを宅地建物取引業法第71条の規定に基づき助言した。</p> <p>また、掲載物件の審査体制等を再検討した結果、違反業者を確実に排除することは極めて困難であると判断し、田舎物件のコーナーを廃止し、各市町の行う空き家バンク制度等の情報を提供することとした。</p> <p>また、このほかに県ホームページ上に同種事業(物品・サービス等の取引の場を提供する目的で、県以外の者が作成・投稿した情報を掲載しているもの)がないか調査を行った。</p> <p>【その後の対応】</p> <p>通報案件以外に県ホームページ上に同種事業がないか調査したところ、2件のサイトが該当した。</p> <p>ただし、両サイトとも、規約上、掲載情報利用の際の自己責任の原則、及び掲載内容についての県の免責規定を設けており、また、法令違反などの問題が生じた場合は掲載を中止する旨も明記していた。</p> <p>しかしながら、今後さらに掲載物件の審査・確認を徹底するとともに、サイト規約に、暴力団、暴力団員その他これに準ずる者である場合は利用できない旨の規定を設けることとした。</p>

このページに関するお問い合わせは

総務部 人事課
 電話：0952-25-7011
 ファックス：0952-25-7291
 Eメール: jinji@pref.saga.lg.jp

(ID:20119)



別ウィンドウで開きます

※資料としてPDFファイルが添付されている場合は、Adobe Acrobat(R)が必要です。
 PDF書類をご覧になる場合は、Adobe Readerが必要です。正しく表示されない場合、最新バージョンをご利用ください。

あなたが最近チェックしたページ

[すべての履歴を削除]

2016年9月13日更新 [ご利用ください 県庁・教育庁ほっとライン「県民窓口」](#) [x]

2015年5月14日更新 [公益通報者保護法](#) [x]

ページの先頭へ

[ホームページについて](#) [アクセシビリティについて](#) [リンク集](#) [サイトマップ](#) [個人情報の取り扱い](#) [サイトポリシー](#)

佐賀県庁(法人番号: 1000020410004) 〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59 Tel:0952-24-2111 (代表)

[交通アクセス](#)

[庁舎案内](#)

[各課へのお問合せ](#)

Copyright© 2016 Saga Prefecture.All Rights Reserved.


 検索
[ページの探し方](#) [カテゴリから探す](#) [庁の組織から探す](#)

 文字サイズ: [縮小](#) [標準](#) [拡大](#)
[トップ](#)
[くらし・住まい
まちづくり](#)
[人権・男女
共同参画](#)
[福祉・
子育て](#)
[教育・学校・
青少年](#)
[健康・医療](#)
[商工・労働](#)
[環境・
リサイクル](#)
[農林・
水産業](#)
[都市魅力・
観光・文化](#)
[都市計画・
都市整備](#)
[防災・安全・
危機管理](#)
[府政運営
市町村](#)
[ホーム](#) > [府政運営・市町村](#) > [総務・人事](#) > 府民の方等からの公益通報窓口について

[はじめての方へ](#) [サイトマップ](#)

府民の方等からの公益通報窓口について

更新日:平成28年6月22日

1. 通報できる行為

府の事務又は事業の管理、運営、執行等に係る行為で、法令(条例、規則その他の規程を含む。)違反に該当する行為です。

※できる限り、違反している法令の名称を明らかにしてください。

※大阪府警察に関することは[こちら\(外部サイト\)](#)

※府政に関するご意見、苦情等は[こちら](#)

2. 通報できる方

どなたでも通報することができます。

3. 通報する方法

通報受付窓口は、総務部法務課です。

通報に当たっては、住所、氏名、連絡先を明記してください。

(通報の内容について、お問い合わせをさせていただくことがあります。)

通報は電子メール又は郵送で行うことができます。

※電話、ファックス、面談による受け付けは行っておりません。

- ・ 電子メール: homu@sbox.pref.osaka.lg.jp
(件名に「公益通報」と明記してください。)
- ・ 郵送: 〒540-8570
大阪市中央区大手前2丁目
大阪府総務部法務課訟務・コンプライアンス推進グループ
(封筒に「公益通報」と明記してください。)

4. 通報の流れ

- ・ 窓口で受け付けた通報は、通報された方の氏名等個人が特定される情報を伏せた上で、法務課から通報内容に関する部局等(以下「関係する部局等」といいます。)に連絡します。
(通報された方の個人情報に関係する部局等に知られることはありません。)
ただし、通報された方が氏名等個人が特定される情報を秘匿することを要しない旨を申し出られたときは、これらを伏せることなく関係する部局等に連絡します。
- ・ 通報された方以外の者の個人の秘密に関する通報は、当該通報された方以外の者の同意を得た場合を除き、受け付けておりません。
- ・ 府では、受け付けた通報の内容が、具体的かつ明確で、府において十分な調査を行うことができ、かつ、是正措置を講じることができると認められる場合は、当該通報を受理し、調査を行います。
ただし、次の場合を除きます。
 - ・ 苦情、要望、意見又は相談に該当する場合
 - ・ 以前に通報された方から同じ趣旨の通報があった場合
 - ・ 既に、関係する部局等が通報の内容に対応している場合
 - ・ 訴訟、和解、あっせん、調停、仲裁その他の手続によって解決又は処理を図ることが適当と認められる場合
- ・ 通報の受理又は不受理、調査結果・是正措置等の内容については、総務部法務課から通報された方に通知いたします。

5. 公益通報の状況

- ・ [平成27年度 公益通報の状況](#)
- ・ [平成26年度 公益通報の状況](#)
- ・ [平成25年度 公益通報の状況](#)

このページの作成所属
総務部 法務課 訟務・コンプライアンス推進グループ

[1つ前のページに戻る](#)
[このページの先頭へ](#)

[お問い合わせ](#) [ユニバーサルデザインについて](#) [個人情報の取り扱いについて](#) [このサイトのご利用について](#)

大阪府 本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 (代表電話)06-6941-0351
咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 (代表電話)06-6941-0351

[大阪府庁への行き方](#)

© Copyright 2003-2016 Osaka Prefecture, All rights reserved.



検索

▶ ページの探し方 ▶ カテゴリーから探す ▶ 府庁の組織から探す

文字サイズ: [縮小](#) [標準](#) [拡大](#)

- [トップ](#)
[くらし・住まい まちづくり](#)
[人権・男女 共同参画](#)
[福祉・子育て](#)
[教育・学校・青少年](#)
[健康・医療](#)
[商工・労働](#)
[環境・リサイクル](#)
[農林・水産業](#)
[都市魅力・観光・文化](#)
[都市計画・都市整備](#)
[防災・安全・危機管理](#)
[府政運営・市町村](#)
- [ホーム](#) > [府政運営・市町村](#) > [総務・人事](#) > [労働者からの公益通報窓口について](#) > 平成27年度 公益通報の状況
- [はじめての方へ](#)
[サイトマップ](#)

平成27年度 公益通報の状況

更新日:平成28年6月6日

1. 府職員等からの通報

平成27年度の通報件数について(平成28年5月31日現在)

	内容	法務課	コンプライアンス委員(弁護士)	合計
1	通報件数	2	2	4
2	1のうち、受理した件数	1	1	2
3	2のうち、調査に着手した件数	1	1	2
4	3のうち、是正措置を講じた件数	0	0	0
5	3のうち、是正措置等が必要なかった件数	1	0	1
6	1のうち、受理しなかった件数	1	1	2
7	6のうち、府の事務事業に関するものでなかった件数	0	0	0
8	6のうち、法令違反等に関するものでなかった件数	1	1	2
9	3のうち、調査中の件数	0	1	1

平成27年度に受理した通報の概要について(平成28年5月31日現在)

	通報内容	調査結果等
1	府立高校教員が修学旅行でノンアルコールビールを飲み、その費用を旅行者が支払ったことについて	ノンアルコールビールはビールテイストの清涼飲料水であり飲酒には当たらない。また、その費用については後日清算している。
2	府立高校教員の生徒に対する淫行疑い及び同旨の投書に対する隠ぺいについて	調査中

2. 府民の方等からの通報

平成27年度の通報件数について(平成28年5月31日現在)

	内容	コンプライアンス委員(弁護士)
1	通報件数	39 (1)
2	1のうち、受理した件数	4
3	2のうち、調査に着手した件数	4
4	3のうち、違法な事実が確認された件数	0
5	3のうち、違法な事実が確認されなかった件数	3
6	1のうち、受理しなかった件数	21 (1)
7	6のうち、府の事務事業に関するものでなかった件数	4
8	6のうち、法令違反等に関するものでなかった件数	17 (1)
9	1のうち、受理、不受理を検討中の件数	14
10	3のうち、調査中の件数	1

※()内は法務課に通報されたもので内数

平成27年度に受理した通報の概要について(平成28年5月31日現在)

	通報内容	調査結果等
1	教員採用試験の不適切な手続きについて	採用選考業務に係る切手の受渡しに関して、法令違反行為に該当する事実は確認されなかった。
2	府立高校での不適切な発言等(授業中の発言)について	法令違反行為に該当するような事実は確認されなかった。
3	府立高校でのビラ配布及び署名活動について	法令違反行為に該当するような事実は確認されなかった。
4	府立高校の敷地内における車両の通行について	調査中

3. 民間企業の従業員等からの通報

平成27年度の通報件数について(平成28年5月31日現在)

	内容	法務課
1	通報件数	3
2	1のうち、受理した件数	0
3	2のうち、調査に着手した件数	0
4	3のうち、違法な事実が確認された件数	0
5	3のうち、違法な事実が確認されなかった件数	0
6	1のうち、受理しなかった件数	3
7	6のうち、府が通報先となるものでなかった件数	0
8	6のうち、7以外の理由で通報要件を満たさなかった件数	3
9	3のうち、調査中の件数	0

このページの作成所属
総務部 法務課 訟務・コンプライアンス推進グループ

[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

[お問合せ](#) [ユニバーサルデザインについて](#) [個人情報の取り扱いについて](#) [このサイトのご利用について](#)

大阪府 本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 (代表電話)06-6941-0351
 咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 (代表電話)06-6941-0351

[大阪府庁への行き方](#)

© Copyright 2003-2016 Osaka Prefecture. All rights reserved.



検索 ▶ ページの探し方 ▶ カテゴリーから探す ▶ 府庁の組織から探す

文字サイズ: [縮小](#) [標準](#) [拡大](#)

- [トップ](#)
 - [くらし・住まい
まちづくり](#)
 - [人権・男女
共同参画](#)
 - [福祉・
子育て](#)
 - [教育・学校・
青少年](#)
 - [健康・医療
高工・労働](#)
 - [環境・
リサイクル](#)
 - [農林・
水産業](#)
 - [都市魅力・
観光・文化](#)
 - [都市計画・
都市整備](#)
 - [防災・安全・
危機管理](#)
 - [府政運営・
市町村](#)
- ホーム > 府政運営・市町村 > 総務・人事 > 労働者からの公益通報窓口について > 平成26年度 公益通報の状況 [はじめての方へ](#) [サイトマップ](#)

平成26年度 公益通報の状況

更新日:平成27年11月24日

1. 府職員等からの通報

平成26年度の通報件数について(平成27年11月6日現在)

	内容	法務課	コンプライアンス委員(弁護士)	合計
1	通報件数	10	5	15
2	1のうち、受理した件数	6	4	10
3	2のうち、調査に着手した件数	6	4	10
4	3のうち、是正措置を講じた件数	3	2	5
5	3のうち、是正措置等が必要なかった件数	3	2	5
6	1のうち、受理しなかった件数	4	1	5
7	6のうち、府の事務事業に関するものでなかった件数	1	0	1
8	6のうち、法令違反等に関するものでなかった件数	3	1	4
9	3のうち、調査中の件数	0	0	0

平成26年度に受理した通報の概要について(平成27年11月6日現在)

	通報内容	調査結果等
1	府立高校の修学旅行で、教員が民宿からお酒の接待を受けたことについて	教員が民宿から提供を受け飲酒した事実が確認されたので、服務上の措置を行った。
2	府立学校卒業式における職務命令違反等について	職務命令違反等の事実は確認されなかった。
3	職員の私用メールについて	情報セキュリティの観点から脅威を与えるような処理は認められなかった。また、処理に要した時間は短期間であったものの、勤務時間中の送信が確認されたため、職務専念義務の観点から指導を行った。
4	職員の暴言について	同僚職員への暴言の事実が確認されたので、所属長から厳重に注意を行った。
5	府立高校教員の不正な出張について	不正な出張の事実は確認されなかった。
6	出先事務所職員が、不正な単車通勤をしていることについて	単車通勤の事実が確認されたので、通勤手当を返還させるとともに、懲戒処分を行った。
7	勤務時間中に職場を離脱して、私的な買い物を行っていたこと等について	勤務時間中の私的な買い物の事実が確認されたので、厳重注意を行うとともに職場離脱時間に応じた給料等を返還させた。
8	業務委託契約が随意契約の要件を満たしていないこと等について	随意契約の要件を満たしており、地方自治法に違反する事実は確認されなかった。
9	委託契約の内容が履行されていないことを黙認していた。また、関係者に公表される前の予算規模などの情報を漏らすなど官製談合の疑いがあることについて	契約不履行を黙認していた事実はなかった。また、関係者に予算規模に関する話などを行った事実はなかった。
10	府立高校教員が勤務時間中に喫煙や携帯ゲームを行っていること等について	勤務時間中に喫煙や携帯ゲームを行っていること等の事実は確認されなかった。

2. 府民の方等からの通報

平成26年度の通報件数について(平成27年11月6日現在)

	内容	コンプライアンス委員(弁護士)
1	通報件数	20
2	1のうち、受理した件数	5
3	2のうち、調査に着手した件数	5
4	3のうち、違法な事実が確認された件数	0

5	3のうち、違法な事実が確認されなかった件数	5
6	1のうち、受理しなかった件数	15
7	6のうち、府の事務事業に関するものでなかった件数	5
8	6のうち、法令違反等に関するものでなかった件数	10
9	3のうち、調査中の件数	0

平成26年度に受理した通報の概要について(平成27年11月6日現在)

	通報内容	調査結果等
1	教員が通勤手当等を不正受給していることについて	通勤手当等の不正受給の事実は確認されなかった。
2	業者の違反行為を指導しない職員の違法な事務処理について	事務処理は適切に行われていた。
3	指定管理者の職員による、個人情報配慮せずに発言したことについて	個人情報を発言した事実は確認されなかった。
4	財産があるにもかかわらず、生活保護支給対象とし、そのことについて財産の共有者に相談がなかったことについて	生活保護の相手方が財産を有していても、急迫な場合等、その状況において必要と認められる保護を行うことは可能であり、また、生活保護の決定にあたり、財産の共有者に相談する義務もないことから、本件に違法な点はない。
5	府立高校教員が毎日自動車通勤していることについて	自動車による通勤の認定を受けており、違法な事実は確認されなかった。

3. 民間企業の従業員等からの通報

平成26年度の通報件数について(平成27年11月6日現在)

	内容	法務課
1	通報件数	7
2	1のうち、受理した件数	0
3	2のうち、調査に着手した件数	0
4	3のうち、違法な事実が確認された件数	0
5	3のうち、違法な事実が確認されなかった件数	0
6	1のうち、受理しなかった件数	7
7	6のうち、府が通報先となるものではなかった件数	2
8	6のうち、7以外の理由で通報要件を満たさなかった件数	5
9	3のうち、調査中の件数	0

このページの作成所属
総務部 法務課 訟務・コンプライアンス推進グループ

[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

お問合せ [ユニバーサルデザインについて](#) [個人情報の取り扱いについて](#) [このサイトのご利用について](#)

大阪府 本庁 〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 (代表電話)06-6941-0351
 咲洲庁舎 〒559-8555 大阪府住之江区南港北1-14-16 (代表電話)06-6941-0351

[大阪府庁への行き方](#)

© Copyright 2003-2016 Osaka Prefecture, All rights reserved.



検索

▶ ページの探し方 ▶ カテゴリーから探す ▶ 府庁の組織から探す

文字サイズ: [縮小](#) [標準](#) [拡大](#)

- [トップ](#)
[くらし・住まい まちづくり](#)
[人権・男女 共同参画](#)
[福祉・子育て](#)
[教育・学校・青少年](#)
[健康・医療 商工・労働](#)
[環境・リサイクル](#)
[農林・水産業](#)
[都市魅力・観光・文化](#)
[都市計画・都市整備](#)
[防災・安全 危機管理](#)
[府政運営 市町村](#)
- [ホーム](#)
[府政運営・市町村](#)
[総務・人事](#)
[労働者からの公益通報窓口について](#)
[平成25年度 公益通報の状況](#)
[はじめての方へ](#)
[サイトマップ](#)

平成25年度 公益通報の状況

更新日:平成27年6月22日

1. 府職員等からの通報

平成25年度の通報件数について(平成27年5月31日現在)

	内容	法務課	コンプライアンス委員(弁護士)	合計
1	通報件数	14	5	19
2	1のうち、受理した件数	9	3	12
3	2のうち、調査に着手した件数	9	3	12
4	3のうち、是正措置を講じた件数	6	1	7
5	3のうち、是正措置等が必要なかった件数	3	2	5
6	1のうち、受理しなかった件数	5	1	6
7	6のうち、府の事務事業に関することではなかった件数	0	0	0
8	6のうち、法令違反等に関するものではなかった件数	5	1	6
9	3のうち、調査中の件数	0	0	0

(注)通報件数のうち、1件は取り下げ。

平成25年度に受理した通報の概要について(平成27年5月31日現在)

	通報内容	調査結果等
1	府有地の売却価格の妥当性について	当該府有地の売却にあたり財産評価審査会に対する意見聴取を行っていないことについては違法性が無く、また、適正な鑑定評価を受けて売却していた。
2	府立高校における個人情報の漏えいや車での出張等について	個人情報が記載されている記憶媒体の紛失があったので、生徒等への説明と謝罪等が行われた。また、自家用車での出張、通勤認定と異なる自転車通勤の事実が確認されたので、不正に受給した通勤手当や旅費を返還させた。これらのことから懲戒処分が行われた。なお、勤務時間中の飲酒の事実は確認されなかった。
3	月の途中で採用された臨時的任用職員の通勤手当が支給されなかったことについて	月の途中で採用されたことにより、当該月の通勤手当が支払われていないことについては違法性が無かった。また、通勤手当を違法な方法で補てんしようとしていた事実は確認されなかった。
4	職員が出勤の際、路上喫煙し、植え込みに吸殻を捨てたことについて	煙草のポイ捨ての事実は確認できなかった。なお、歩きタバコについては指導を行った。
5	職員が虚偽の出勤、出張を行っていることについて	虚偽出張等による職務専念義務違反及び旅費の不正受給の事実が確認されたため、懲戒処分を行った。
6	勤務時間外の親睦を目的とした競技大会の取扱等が法に違反していることについて	調査の結果、法に違反するとは認められなかった。
7	出先事務所の職員が前職場で勤務時間中に喫煙、公用車の私的使用をしていることについて	勤務時間中に喫煙した事実が確認されたため、所属長より厳重注意を行った。なお、公用車の私的使用の事実は確認されなかった。
8	出先事務所で産業廃棄物として処分すべき金属製のロッカーを一般廃棄物として処理したことについて	通報の事実が確認され、廃棄物処理法を所管する部署から適正に処理を行うよう指導が行われた。
9	府立高校の教員が出勤時の打刻や通勤手当受給に不正を行っていること等について	出勤記録の不正入力、学校敷地内での喫煙(勤務時間外)の事実が確認された。また、通勤手当の不正受給の事実は確認されなかったが、許可を受けずに自動車による出勤を複数回行った事実が確認された。これらのことから懲戒処分を行った。
10	府立高校の教員が不正なバイク通勤や出張手当を不正に受給していること等について	認定を受けていないバイク通勤等の事実が確認されたため、厳しく注意し指導するとともに、常態化していた教員については、その期間の通勤手当を戻入させた。また、学校敷地内での喫煙(勤務時間外)の事実が確認された。これらのことから服務上の措置を行った。
11	府立学校の職員が、職務を怠慢していること等について	

		事務処理の遅延の事実があり、所属長から厳しく指導を行った。 勤務時間中の喫煙等についての事実は確認されなかった。
12	府立高校の教員が、出張経路の虚偽申請、勤務時間中の中抜け等をしていることについて	出張経路の虚偽申請や勤務時間中の中抜け等の事実は確認されなかった。

2. 府民の方等からの通報

平成25年度の通報件数について(平成26年6月20日現在)

	内容	コンプライアンス委員(弁護士)
1	通報件数	14
2	1のうち、受理した件数	6
3	2のうち、調査に着手した件数	6
4	3のうち、違法な事実が確認された件数	1
5	3のうち、違法な事実が確認されなかった件数	5
6	1のうち、受理しなかった件数	6
7	6のうち、府の事務事業に関することでなかった件数	1
8	6のうち、法令違反等に関することでなかった件数	5
9	3のうち、調査中の件数	0

(注)通報件数のうち、2件は取り下げ。府民の方からの通報窓口はコンプライアンス委員。

平成25年度に受理した通報の概要について(平成26年6月20日現在)

	通報内容	調査結果等
1	土地境界確定協議書が変造されており、借地料や売買代金が高くなっていることについて	借地料や売買代金が違法に高くされている事実は、確認されなかった。 土地境界確定協議書の変造については、関係資料の所在が不明のため、調査できなかった。
2	府立高校での校内駐車場の横やりや引率教員のいない等の部活動があることについて また、府立高校での校内での喫煙について	違法な校内駐車場の事実は確認されなかった。 引率教員のいない部活動については、相手校の教員への監督依頼や保護者の同伴があった。 勤務時間中や校内での喫煙が確認されたため、サービス上の措置を行うとともに、勤務時間中に喫煙していた時間数に応じて、給料・職員手当を返還するよう指示が行われた。
3	府立図書館において、書庫への配置換えが「不自然」であること、以前利用した資料が検索できなかったこと等について	書籍が恣意的な処理をされた事実はなかった。
4	A社の循環型社会形成推進条例の手続き及び産業廃棄物処分量の許可の妥当性について	手続等において法令違反行為は認められず、A社に対する産業廃棄物処分量許可に問題はなかった。
5	職員による委託業者職員へのセクハラ行為等について	不適切な言動等の事実が確認されたため、所属長等から厳重注意を行うとともに、担当業務等の配置換えを行った。 また、職場においてはハラスメント防止の研修を実施した。今後とも再発防止のための研修を継続して実施する。
6	府の訓練事業の委託先事業者において、テキスト代金の水増しなど不正があることについて	パソコン入れ替えにより、テキストの決定が遅れたことから、見込代金として徴収し、精算して返金しており、不正の事実はなかった。

3. 民間企業の従業員等からの通報

平成25年度の通報件数について(平成26年6月20日現在)

	内容	法務課
1	通報件数	5
2	1のうち、受理した件数	2
3	2のうち、調査に着手した件数	2
4	3のうち、違法な事実が確認された件数	1
5	3のうち、違法な事実が確認されなかった件数	1
6	1のうち、受理しなかった件数	3
7	6のうち、府の事務事業に関することでなかった件数	1
8	6のうち、法令違反等に関することでなかった件数	2
9	3のうち、調査中の件数	0

(注)従業員通報の窓口は法務課

平成25年度に受理した通報の概要について(平成26年6月20日現在)

	通報内容	調査結果等
11		違法な事実は確認されなかった。

民間病院が監査前に隠ぺい工作をしていることについて	
2 民間事業者が敷地内で廃棄物の埋め立て処分を行っていることについて	事業者が府の指導に基づき調査を行った結果、廃棄物の埋め立てなどが確認された。事業者は埋め立てられた廃棄物等をすべて適正に処理することとなった。 なお、廃棄物処理法に基づく本件の指導権限は平成26年4月に市に移譲されたため、市において引き続き指導する

このページの作成所属
 総務部 法務課 訟務・コンプライアンス推進グループ

[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

[お問い合わせ](#) [ユニバーサルデザインについて](#) [個人情報の取り扱いについて](#) [このサイトのご利用について](#)

大阪府

本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 (代表電話)06-6941-0351
 咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 (代表電話)06-6941-0351

[大阪府庁への行き方](#)

© Copyright 2003-2016 Osaka Prefecture. All rights reserved.

2 審議会等の情報公開

附属機関等設置運営要綱

昭和62年5月1日
62総総行第5号
知事決定
改正 昭和62年5月1日
改正 昭和62年5月23日
改正 平成7年7月1日
改正 平成8年7月16日
改正 平成9年4月1日
改正 平成14年4月1日
改正 平成16年4月1日
改正 平成17年4月1日
改正 平成17年7月16日
改正 平成17年8月1日
改正 平成18年4月1日
改正 平成19年4月1日
改正 平成20年7月1日
改正 平成22年4月1日

第1 目的

この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及びこれに類似する機関の設置及び運営について、法令による定めがある場合を除き、準拠すべき基本的事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において「局長」とは、東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号）第9条第1項に規定する局長並びに青少年・治安対策本部長、病院経営本部長、中央卸売市場長及び消防總監をいう。

第3 附属機関の設置

条例により附属機関を設置するときは、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 1 専門知識の導入、公正の確保、利害の調整又は民意の反映を特に必要とすること。
- 2 附属機関の機能、目的及び所掌事項が明確であること。
- 3 既に設置されている附属機関と設置目的が類似し、又は所掌事項が重複しないこと。

第4 既設置機関の見直し

既に設置されている附属機関については、次に掲げる基準により不断に見直しを行い、整理合理化に努めること。

1 廃止基準

- (1) 目的が達成されたもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により必要性が低下したもの
- (3) 他の行政手段等で代替可能なもの

2 統合基準

- (1) 機能が同一又は類似しているもの
- (2) 行政の総合性確保のため統合が望ましいもの

第5 委員の選任

委員は、次に掲げる基準により選任するものとする。

- 1 公正を確保し得る委員構成とすること。
- 2 都職員は、特に必要がある場合を除き、委員としないこと。
- 3 既に設置されている附属機関の委員の職にある者は、特に必要がある場合を除き、委員に充てないこと。
- 4 委員の任期は、原則として1期2年とし、再任する場合には長期にわたらないようにすること。
- 5 女性委員の積極的な登用を図ること。

第6 附属機関の運営

- 1 運営に関する基本事項は、これを明らかにすること。
- 2 調査審議は、原則として公開するものとし、非公開とするときは、その根拠を明らかにすること。
- 3 議事録は、作成するものとし、原則として公開するものとする。非公開とするときは、その根拠を明らかにすること。

第7 全庁的調整

- 1 局長は、附属機関の設置改廃を行おうとするときは、総務局長に協議しなければならない。
- 2 局長は、附属機関の運営状況について総務局長に報告するものとする。

第8 附属機関に類似する機関

- 1 附属機関でないものには、附属機関と紛らわしい名称を付してはならない。
- 2 要綱に基づき知事が臨時に設置する懇談会等の設置、見直し、委員の選任及び運営については第3の2及び3、第4、第5、第6並びに第7の2の規定を準用する。

第9 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

27 総人調第69号
平成28年4月1日

各局長、
青少年・治安対策本部長、
病院経営本部長、中央卸売市場長、
消防総監 殿

総務局長
(公印省略)

附属機関等設置運営要綱の取扱いについて（通知）

附属機関等については、これまでも、附属機関等設置運営要綱（昭和62年5月1日付62総総行第5号。以下「要綱」という。）において、その適正な管理・運営に努めてきたところです。

一方、近年においては、都の政策形成の場である附属機関等について、女性の参画を拡充するなど、より幅広く多様な視点と知見を得ることが求められています。

また、今後も情報の公開の一環として、附属機関等の設置目的を踏まえた、更なる透明性の確保に努めることが必要です。

こうした状況を踏まえ、要綱第9に基づき本職が定めることとされた要綱の施行に関し必要な事項並びに附属機関等の設置及び運営の取扱いに係る留意事項について、下記のとおり定めましたので通知いたします。

記

第1 附属機関について

1 要綱第4「既設置機関の見直し」について

(1) 社会経済状況を踏まえ、既設置機関の必要性を検討すること。

2 要綱第5「委員の選任」について

(1) 委員の人数は、議論の充実や迅速化を図るため、合理的な人数とすること。

(2) 委員の選任は、執行機関が行うため、委員の構成について都民等の批判

を招くことのないよう公正に行うことが必要であること。したがって、委員が特定の団体に所属する者に偏るなど附属機関の公正性を疑われるような委員の選任をしないように十分留意すること。

- (3) 委員は、可能な限り、特定の年齢層に偏ることのないよう幅広い年齢層から選任すること。
- (4) 主として外部の委員を構成員とする附属機関の性格を踏まえ、都職員を委員とする場合には、必要最小限の人数にとどめること。
- (5) 附属機関の運営に当たっては、幅広く各方面の人の意見を聴くことが求められるものであり、可能な場合は、都民からの公募を積極的に行うように努めること。
- (6) 都民の参画を促進する観点からも、同一人が複数の機関の委員になるという重複任用は極力避けるように努めること。
- (7) 社会経済状況の動向等に的確に対応するためにも、委員の選任に当たっては、常に新鮮な人材の登用を図ることが望ましいものであること。したがって、委員の任期は原則として2年としたものであり、再任する場合でも、連続する在任期間は原則として8年（任期が2年未満の場合は4期）を超えないこと。
- (8) 女性委員の登用については、「男女平等参画のための東京都行動計画」の任用目標の達成に向けて、積極的な推進に努めること。

3 要綱第6「附属機関の運営」について

- (1) 会議の公開、議事録の作成等運営に関する基本事項については、東京都公文規程（昭和42年東京都訓令甲第10号）の例にならい、規程、要綱等の形式にすること。
- (2) 非公開の根拠が、個人のプライバシー保護、企業秘密保護及び法令等による公開禁止以外の場合、開かれた都政を一層進める観点から、原則公開とすること。
- (3) 会議開催の告知については、開催日程、場所、公開の可否、会議傍聴可能な場合は傍聴の申込方法等の情報を、原則として、事前に都民に周知すること。
- (4) 議事録は、開催日時、場所、出席委員、議事等を記載し、全文又は要旨を公開すること。ただし、要旨による公開の場合は、審議の過程が分かるようにすること。
- (5) 会議開催の告知や議事録等の公開に当たっては、報道発表、東京都の公式ホームページなどを積極的に活用し、広く周知すること。
- (6) 必要に応じ、分科会等を設置して弾力的・機動的な運営を図ること。

4 要綱第7「全庁的調整」について

- (1) 局長は、附属機関の設置改廃を行おうとするときは、総務局人事部調査課長（以下「調査課長」という。）を経由して本職に協議すること。
- (2) 運営状況の本職への報告は、調査課長が実施する定期調査及び必要に応じて求める報告とする。

なお、調査課長が実施する定期調査のうち、各附属機関等の運営に関する基本事項については、毎年度、総務局人事部ホームページで公表する。

- (3) 都民からの公募を行ったときは、各局組織担当課長は、公募委員数、応募者数、選考方法、公募年月日等を調査課長に遅滞なく報告すること。

第2 懇談会等について

- 1 知事が臨時に設置する懇談会等（以下「懇談会等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 懇談会 都政の当面する基本的問題や重要課題について、幅広く有識者等の意見の表明又は有識者との意見の交換を行う場として、知事が臨時に設置するもの
- (2) 専門家会議 事務事業の執行上、主として外部の専門的知識を導入するため、局長が設置するもの
- (3) 連絡調整会議 事務事業の執行上、主として関係団体又は関係行政機関等との連絡調整を図るため、局長が設置するもの

- 2 懇談会等は、合議制機関として機関意思を表明する附属機関と異なり、あくまで出席者の意見の表明又は意見交換の場であるといった基本的性格に鑑み、次の事項に十分留意すること。

- (1) 委員の集合の場には、原則として「審査会」、「審議会」、「調査会」等附属機関と紛らわしい名称を用いないものであること。
- (2) 委員の意見のとりまとめについては、個々の委員の意見表明の形をとり、機関意思の表明と紛らわしい諮問・答申の形をとらないこと。
- (3) 定足数及び採決の方法を定めないこと。
- (4) その他設置及び運営に関しては、附属機関と紛らわしい措置を執らないこと。

- 3 懇談会等の設置及び運営に際しては、次の事項に十分留意して行うこと。

- (1) 組織担当課長は、懇談会等を新たに設置しようとするときは、あらかじめ調査課長と調整を行うこと。
- (2) 懇談会等のうち、その活動期間を明らかにできるものについては、設置

期限を明らかにすること。

- (3) 組織担当課長は、懇談会等の設置改廃が行われたときは、調査課長に遅滞なく報告すること。
- (4) 運営状況の本職への報告は、調査課長が実施する定期調査及び必要に応じて求める報告とする。

なお、調査課長が実施する定期調査のうち、各附属機関等の運営に関する基本事項については、毎年度、総務局人事部ホームページで公表する。

- (5) 都民からの公募を行ったときは、各局組織担当課長は、公募委員数、応募者数、選考方法、公募年月日等を調査課長に遅滞なく報告すること。

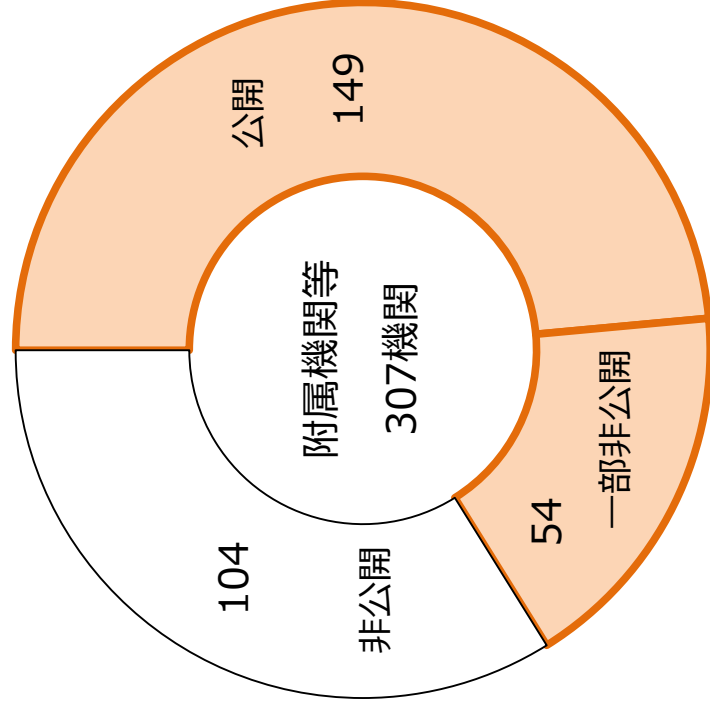
第3 その他

この通知により難しい場合は、あらかじめ調査課長に協議すること。

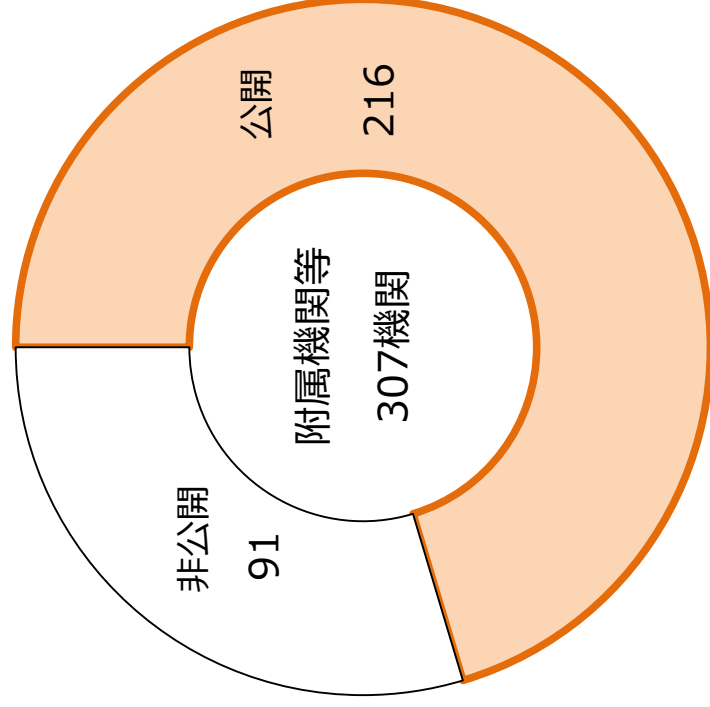
附属機関等の会議・議事録の公開状況〔H28春〕

- 会議の公開又は一部非公開の割合は66.1%
- 議事録の公開割合は70.4%

<会議の公開状況〔H28春〕>



<議事録の公開状況〔H28春〕>



現状分析

【他道府県等調査】〔H28.9月調査〕

○ 他自治体の附属機関等の会議・議事録の公開状況を調査

※ 調査回答ありの27団体を集計（9/16現在）

①会議の公開状況

・ 会議の公開状況は他自治体と比較しても、非公開の割合が高い状況（会議非公開の割合）

他自治体平均：30.6%

都〔H28春〕：33.9%

②議事録の公開状況

・ 議事録の公開状況は他自治体と比較しても、非公開の割合が高い状況（議事録非公開の割合）

他自治体平均：28.0%

都〔H28春〕：29.6%

③附属機関等の運営情報へのアクセス

・ 他自治体においては、附属機関等の運営情報の公表について、情報へのアクセスのしやすさの点から、会議情報を一元的に集約して公表するなど先進的な事例あり

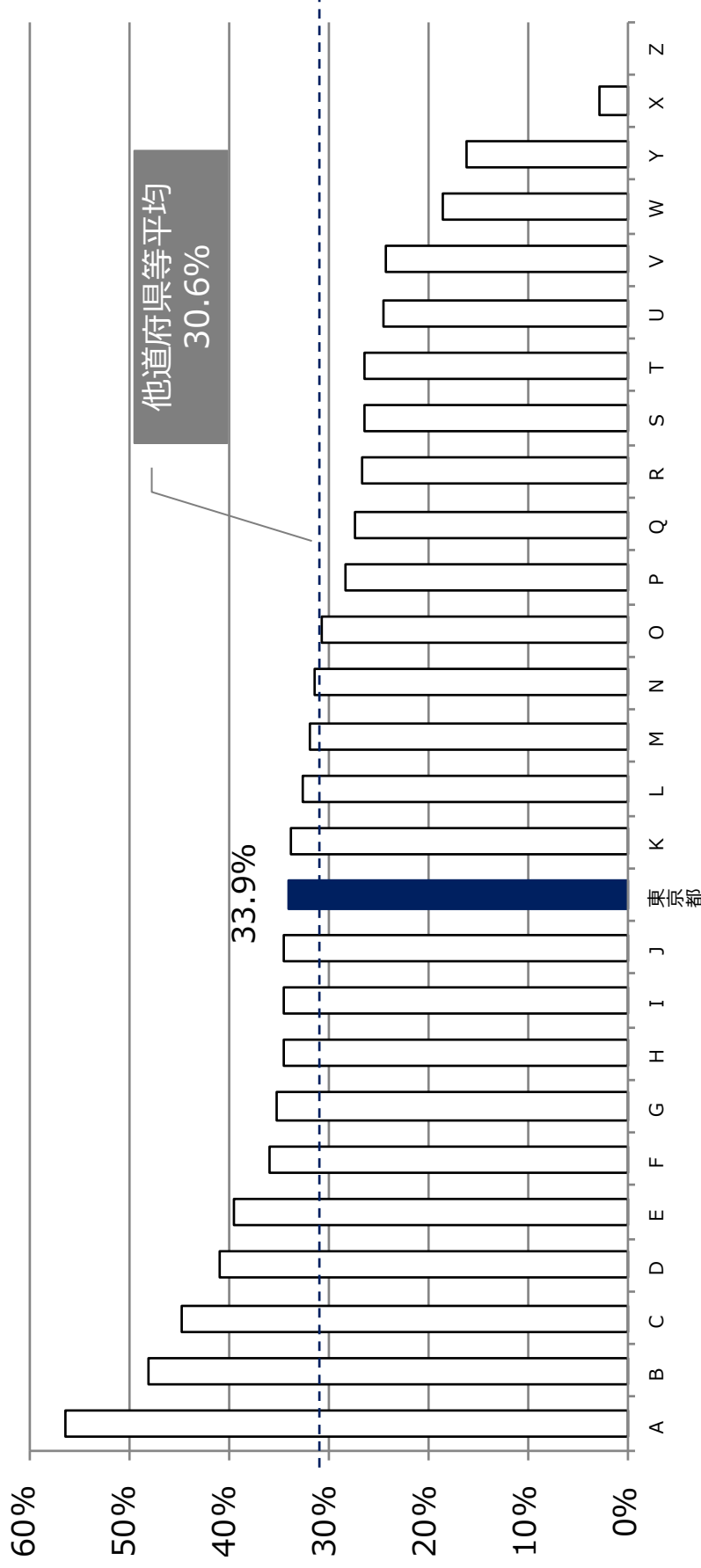
※ 他道府県等のホームページを調査

現状分析と課題

他道府県等調査結果（会議の公開状況）

- 他自治体の会議の非公開割合は約3割
- 都の会議の非公開割合は33.9%であり、他自治体と比較して高い状況

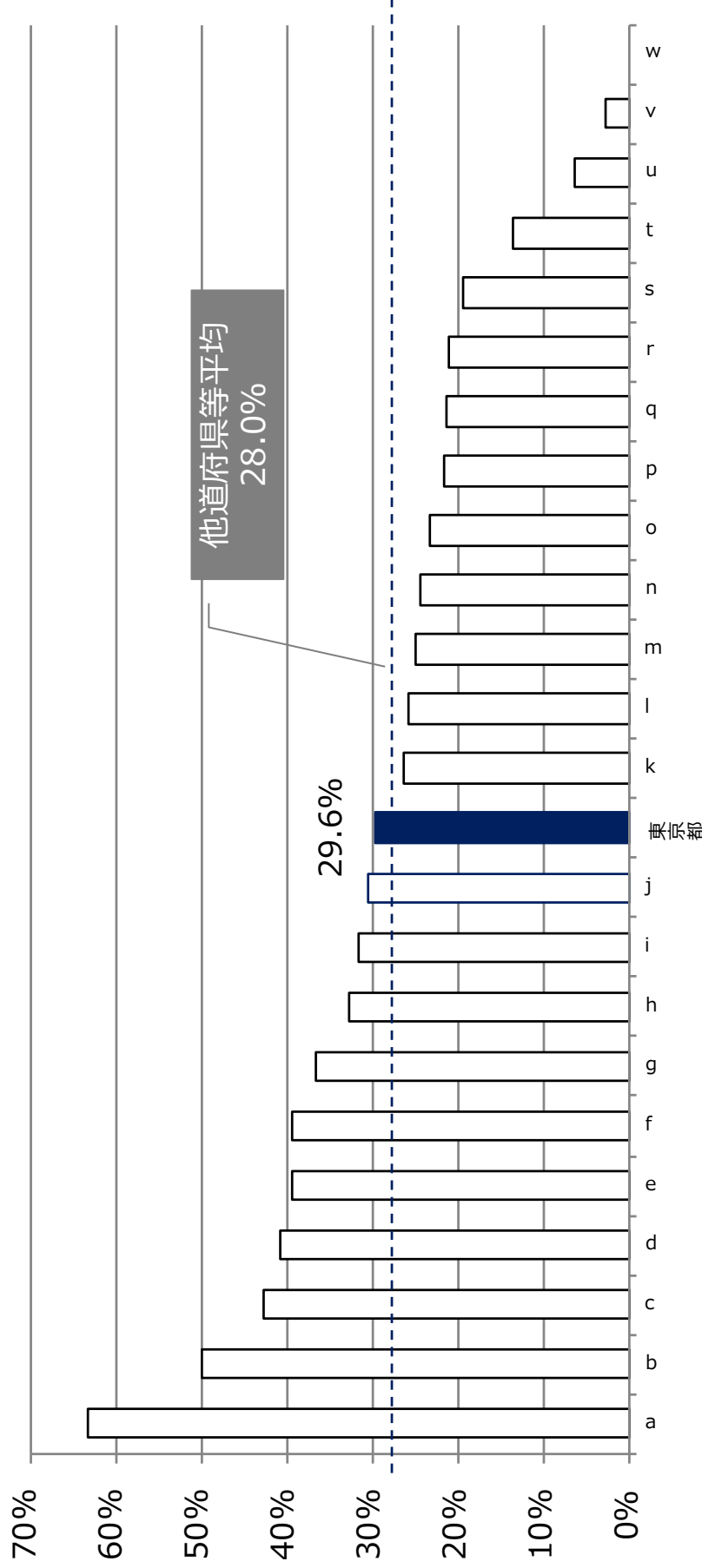
<附属機関等の会議の非公開割合>



他道府県等調査結果（議事録の公開状況）

- 他自治体の議事録の非公開割合は約3割
- 都の議事録の非公開割合は29.6%であり、他自治体と比較して高い状況

<附属機関等の議事録の非公開割合>



※ 調査対象は46道府県に大阪市をいれた47団体
※ 議事録の公開状況について調査回答あり（9/16現在）の23団体を集計

現状分析と課題

他道府県等ホームページ調査結果（運営情報の公表）

- 附属機関等の運営に関する基本事項の公表と、会議開催スケジュールを一元化し、一覧で公表している自治体は16団体

<ホームページにおける附属機関等の運営情報の公表>

あり	17団体	16団体
なし	11団体 (東京都含む)	4団体
	なし	あり

会議開催予定の公表

取組内容

チェックリストによる自己点検 (H28.9月実施)

- 会議・議事録の公開状況について、改めてチェックリストによる自己点検を実施
- 非公開としていた会議であっても、その非公開の理由や運営方法の精査により、公開の可能性を検討

<会議・議事録の公開状況チェックリスト>

会議の公開状況に関する項目

- ・ 会議の公開（傍聴）の有無
- ・ 非公開の場合の理由
- ・ プレスの取扱い

議事録の公開状況に関する項目

- ・ 議事録の公開の有無
- ・ 非公開の場合の理由
- ・ 公開方法と公開内容

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

		会議の公開				議事録の公開				廃止						
局名等	機関名称	機関種別	自己点検前との比較		非公開理由 内容	主な非公開理由	非公開	プレス 全部公開のみ	自己点検前との比較	非公開	非公開理由 内容	公開方法		公開内容		検討有無
			一部非公開	全部公開								その他	その他			
政策企画局	東京都高度研究等外部評価委員会	専門家会議	非公開 →一部非公開	○	本委員会の会議は原則公開とする。ただし、評価対象の研究によっては、特許等の取得につながる先端研究や研究協力企業の技術情報、学会や論文等で未発表の研究成果、研究者独自の研究アイデアなど、公開すべきでない情報が含まれる。そうした情報を含む議事録・資料については非公開とする。	個人・企業等情報保護	○	非公開 →全文公開	○	本委員会の議事録、資料は原則公開とする。ただし、評価対象の研究によっては、特許等の取得につながる先端研究や研究協力企業の技術情報、学会や論文等で未発表の研究成果、研究者独自の研究アイデアなど、公開すべきでない情報が含まれる。そうした情報を含む議事録・資料については当該部分を伏せた上で公開する。	○	ホームページ	全文（発言者除く） 全文（発言者含む） 一部削除、発言者除く 一部削除、発言者含む	議事項目等 （議事録以外のもの） 要旨（発言者除く） 要旨（発言者含む） 全文		
総務局	東京都行政不服審査会	附属機関	○	○	個人のプライバシー保護及び企業・団体等の秘密保護のため、条例110条の規定により非公開としている。	個人・企業等情報保護	○	議事項目等を 公開	○	個人のプライバシー保護及び企業・団体等の秘密保護のため。	○					○
総務局	東京都地方独立行政法人評価委員会（全3機関）	附属機関	○	○	審議の内容に、個人のプライバシーや企業秘密が含まれる場合については、委員会に諮り了承を得ることで非公開とする場合がある。	個人・企業等情報保護	○		○	審議の内容に、個人のプライバシーや企業秘密が含まれる場合については、委員会に諮り了承を得ることで非公開または一部非公開とする場合がある。	○					○
総務局	東京都地方独立行政法人評価委員会公立大学分科会	細附属機関	○	○	審議の内容に、個人のプライバシーや企業秘密が含まれる場合については、委員会に諮り了承を得ることで非公開とする場合がある。	個人・企業等情報保護	○		○	審議の内容に、個人のプライバシーや企業秘密が含まれる場合については、委員会に諮り了承を得ることで非公開または一部非公開とする場合がある。	○					○

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

局名等	機関名称	機関種別	会議の公開						議事録の公開						廃止 検討 有無					
			一般			プレス			自己点検前との比較	公開状況	非公開理由		公開方法			公開内容				
			自己点検前との比較	公開	一部非公開	全部公開	一部公開のみ	非公開			主な非公開理由	内容	主な非公開理由	内容		ホームページ	その他	全文（発言者含む）	全文（一部削除、発言者除く）	要旨（発言者含む）
									非公開理由											
総務局	東京都地方独立行政法人評価委員会試験研究分科会	細附属機関	○	○	○	○	○	○	個人・企業等情報保護	審議の内容に、個人のプライバシーや企業秘密が含まれる場合には、委員会に諮り了承を得ることで非公開とする場合がある。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
総務局	東京都地方独立行政法人評価委員会高齢者医療・研究分科会	細附属機関	○	○	○	○	○	○	個人・企業等情報保護	審議の内容に、個人のプライバシーや企業秘密が含まれる場合には、委員会に諮り了承を得ることで非公開とする場合がある。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
総務局	東京都版市場化テスト監理委員会	専門家会議	○	○	○	○	○	○	公正な行政執行の確保	審議の内容に、事業者のノウハウ等、企業秘密の流出につながる当該企業の社会的な地位が損なわれるおそれがある事項が含まれる場合は、委員会に諮り、了承を得たうえで非公開とする場合がある。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
総務局	東京都システム評価委員会	専門家会議	○	○	○	○	○	○	非公開→公開		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
総務局	東京都特別報酬等審議会	附属機関	○	○	○	○	○	○	要旨公開→全文公開		○	○	○	○	○	○	○	○	○	

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

局名等	機関名称	機関種別	会議の公開			議事録の公開			廃止 検討有無									
			自己点検前との比較	一般	非公開開 理由 内容	プレス	自己点検前との比較	公開状況		非公開理由 内容	公開方法	公開内容						
総務局	東京都非常勤職員公務災害補償等審査会	附属機関		○ 非公開	会議の内容が職員個人の公務災害の内容を審査するものであるため、個人のプライバシーの保護、公正な行政執行の確保の観点から、非公開としている。		○ 非公開	個人、企業等情報保護	○	会議の内容が職員個人の公務災害の内容を審査するものであるため、個人のプライバシーの保護、公正な行政執行の確保の観点から、その概要を公開。								○
総務局	東京都退職管理委員会	附属機関		○ 非公開	個人のプライバシー及び営利企業等の経営情報の保護のため		○	個人、企業等情報保護		個人のプライバシー及び営利企業等の経営情報の保護のほか、職員の退職管理の透明性確保の観点から、個人及び企業等が特定されることのないようにしたうえで、その概要を公開。								○
総務局	都市町村協議会	連絡調整会議		○ 非公開	公正な行政執行の確保		○ 非公開	公正な行政執行の確保		原則公開とする。ただし、事業のうち関係者間で利害や意見が合致しない状況があり、未成熟な情報を公開することで、率直な意見交換が損なわれ、住民や関連団体の混乱、利害の不当な得喪を招いたりする恐れがある場合は、会議毎に協議会へ諮り当該事業のみ非公開とする。								○

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

		会議の公開				議事録の公開				廃止				
局名等	機関名称	機関種別	自己点検前との比較		非公開理由 内容	主な非公開理由	非公開	非公開	非公開	非公開	公開方法		公開内容	
			一般	プレス							その他	（議事項目等） 要旨（発言者除く） 要旨（発言者含む） 全文 全文（一部削除、発言者除く） 全文（一部削除、発言者含む） 全文（発言者除く） 全文		
総務局	東京都固定資産評価審議会 附属機関		自己点検前との比較	一部非公開	資料の一部に時限秘(固定資産税の価格決定日である3/31以降公開)とする情報を含んでおり、広く公表する前に公開してしまうと、不当に特定の者が利益を得ることになる恐れや、都民の混乱を招く恐れがあるため。 また、審議の内容に個人情報が含まれるおそれがあるため。 (地方税法第22条、東京都情報公開条例第7条第2号、第5号)	特定の者に利益(又はは不利)	○	○	○	ホームページ	その他	○		
総務局	東京都土地評価協議会 連絡調整会議		自己点検前との比較	一部非公開	資料の一部に時限秘(固定資産税の価格決定日である3/31以降公開)とする情報を含んでおり、広く公表する前に公開してしまうと、不当に特定の者が利益を得ることになる恐れや、都民の混乱を招く恐れがあるため。 また、協議の内容に個人情報が含まれるおそれがあるため。 (地方税法第22条、東京都情報公開条例第7条第2号、第5号)	特定の者に利益(又はは不利)	○	○	○	ホームページ	その他	○		
総務局	東京都防災会議 附属機関		自己点検前との比較	一部非公開			○	○	○			○		

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

局名等		会議の公開				議事録の公開						廃止 検討有無														
		機関名称	機関種別	自己点検前との比較		プレス	非公開理由		公開状況	非公開理由			公開方法	公開内容												
				一般	一部公開		全部公開	一部公開		一部公開	全部公開			一部公開	一部公開											
		主な非公開理由	内容	一部公開	一部公開	一部公開	全部公開	全部公開	一部公開	一部公開	一部公開		一部公開	一部公開	一部公開											
総務局	東京都国民保護協議会	附属機関		○																						
総務局	東京都メデイカシカルコントロール協議会	附属機関		○																					○	
財務局	東京都入札監視委員会	専門家会議		○																						○
財務局	入札契約制度改革研究会	専門家会議																								○

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

局名等	機関名称	機関種別	会議の公開				議事録の公開				廃止 検討有無					
			自己点検前との比較	一般公開	非公開理由 内容	プレス 全部公開	自己点検前との比較	非公開	非公開理由 内容	公開方法		公開内容				
													一部非公開	一部非公開	一部非公開	その他
財務局	最近の都財政に関する研究会	専門家会議	○	非公開	非公開	○	非公開	○	○	○						
財務局	東京都における財務諸表の活用に関する研究会	専門家会議	○	非公開	非公開	○	非公開	○	○	○						
財務局	工業用水道事業のあり方に関する有識者委員会	専門家会議	○	非公開	公正な行政執行の確保 原則公開とする。 ただし、工業用水道事業のあり方等、方針の検討に際して、専門家の見識を参考にすることを目的に行う会議であり、関係者間で利害や意見が会釈しない状況がある中、未成熟な情報を公開することで、委員会の基盤な意見交換や、意思決定の中立性が損なわれる恐れがある議論を行う回については、非公開とする。	○	非公開	公正な行政執行の確保 会議非公開理由と同じ	○	○						

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

		会議の公開				議事録の公開				廃止					
局名等	機関名称	機関種別	自己点検前との比較		非公開理由 内容	プレス 全部公開のみ	自己点検前との比較	公開状況 非公開	主な非公開理由	非公開理由 内容	公開方法		公開内容		
			一般 公開	非公開							ホームページ	その他	全文 （一部削除、発言者除く）	全文 （一部削除、発言者含む）	要旨 （発言者除く）
財務局	東京都土地収用事業認定審議会	附属機関		○ 法令等	<ul style="list-style-type: none"> 東京都土地収用事業認定審議会条例第7条5項において「公開しない」旨規定されているため 特定個人の財産権等に対する制約などの影響を生じ、利害が継続する案件について審議しているものであり、その情報の取扱いには特段の配慮が必要であるため 個人のプライバシー保護のため 委員の率直な意見の交換、意思決定の中立的判断を損ねないようするため 		○				○				
財務局	東京都財産価格審議会	附属機関		○ 公正な行政執行の確保	<ul style="list-style-type: none"> 公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入れに関し、適正な価格及び料金を評定するためのものである。このため、公正な価格等が公開されることは、財産の管理及び処分等の業務の公正な執行に支障をきたす恐れがあるため 法人情報、個人のプライバシーの保護のため 自由な意見交換が阻害される恐れがあるため 「東京都情報公開審査会H18答申第341号ほか」により非開示の判断を得ている。 7条2号 取引事例地の所在等に係る情報 7条3号 取引事例に係る法人の事業運営上の情報 7条6号 当該土地の予定価格の算定の根拠となる情報（時点修正率、路線価、品等比較等） 		○	非公開 →要旨公開				○			

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

局名等	機関名称	機関種別	会議の公開				議事録の公開				廃止 検討有無		
			自己点検前との比較	一般	非公開理由 内容	プレス 全部公開のみ	自己点検前との比較	非公開	非公開理由 内容	公開方法 ホームページ その他		公開内容 全文 全文（一部削除、発言者除く） 全文（発言者含む） 要旨（発言者除く） 要旨（発言者含む） （議事録以外のもの）	
													公開状況
財務局	東京都地価動向調査委員会	専門家会議	自己点検前との比較	○ 一部非公開	主な非公開理由 公正な行政執行の確保	内容	全部公開のみ	○ 非公開	○ 要旨公開	○	○		
財務局	東京都設計候補者選定委員会	専門家会議	自己点検前との比較										
財務局	東京都工事等成績評定苦情審査委員会	専門家会議	自己点検前との比較	○ 一部非公開	主な非公開理由 個人・企業等情報保護	内容	全部公開のみ	○	○				
主税局	東京都税制調査会	懇談会	自己点検前との比較	○	主な非公開理由 率直な意見交換の阻害	内容	全部公開のみ	○	○				○

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

		会議の公開				議事録の公開				廃止							
局名等	機関名称	機関種別	自己点検前との比較		非公開理由 内容	プレス 全部公開のみ	非公開 頭取のみ	自己点検前との比較	公開状況	主な非公開理由	非公開理由 内容	公開方法		公開内容		有無	
			一般	一部非公開								その他	一部削除、発言者含む	全文	一部削除、発言者含む		全文
生活文化局	東京都情報公開・個人情報保護審査会	附属機関	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	非公開			<input type="checkbox"/>					
生活文化局	東京都情報公開審査会	附属機関			条例31条により審議は全て非公開と規定 開示請求で非開示決定した部分等の妥当 性の有無をインカメラ審議により検討して いる。そのため、会議及び議事録の公開を行 うと、対象公文書の非開示部分が公開とな ることから、性質上そぐわれない。 また、個人のプライバシー保護のため。	<input type="checkbox"/>			法令等	法令等	条例31条により審議は全て非公開と規定 開示請求で非開示決定した部分等の妥当 性の有無をインカメラ審議により検討して いる。そのため、会議及び議事録の公開を行 うと、対象公文書の非開示部分が公開とな ることから、性質上そぐわれない。 また、個人のプライバシー保護のため。	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
生活文化局	東京都個人情報保護審査会	附属機関			個人のプライバシー保護のため。 また、条例25条の8により審議は全て非公 開と規定している。	<input type="checkbox"/>			法令等	法令等	個人のプライバシー保護のため。 また、条例25条の8により審議は全て非公 開と規定している。	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
生活文化局	東京都公益認定等審査会	附属機関	<input type="checkbox"/>		事業者情報及び個人情報保護を図るた め。	<input type="checkbox"/>			個人・企業等情 報保護	個人・企業等情 報保護	事業者情報及び個人情報保護を図るた め。	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
生活文化局	多文化共生推進委員会	専門家会議	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

局名等	機関名称	機関種別	会議の公開						議事録の公開																				
			自己点検前との比較		一般		非公開理由		プレス		自己点検前との比較		公開状況		非公開理由		公開方法		公開内容										
					公開	一部非公開	主な非公開理由	内容	全部公開	一部公開のみ	非公開	一部非公開			公開	非公開			ホームページ	その他	全文	（一部削除、発言者除く）	全文	（一部削除、発言者含む）	全文	（一部削除、発言者除く）	要旨（発言者含む）	要旨（発言者除く）	議事項目等（議事録以外のもの）
					○	○			○				○	○															
生活文化局	共助社会づくりを進めるための検討会	専門家会議		○																									
生活文化局	東京都男女平等参画審議会	附属機関		○																									
生活文化局	東京都男女平等参画を進める会	連絡調整会議		○																									
生活文化局	東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議	連絡調整会議			○	個人・企業等情報保護																							
生活文化局	東京都女性活躍推進会議	連絡調整会議		○																									

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

		会議の公開				議事録の公開				廃止							
局名等	機関名称	機関種別	自己点検前との比較		非公開理由 内容	プレス 全部公開 一部公開のみ 非公開	自己点検前との比較	公開状況 非公開 公開	主な非公開理由	非公開理由 内容	公開方法		公開内容		廃止	検討有無	
			一般 公開 一部非公開	非公開							ホームページ	その他	全文 （一部削除、発言者除く）	全文 （発言者含む）			要旨 （発言者除く）
生活文化局	東京都女性活躍推進会議専門委員会	専門家会議			個人・企業等情報保護 女性活躍推進大賞に応募した企業・団体や個人について審査するため、情報保護には細心の注意が必要である。	○	非公開 →要旨公開	○	個人・企業等情報保護 審議内容に企業や団体の機密情報や個人情報が含まれる場合には、審議会の決定により一部非公開とすることがある。		○						
生活文化局	東京都消費生活対策審議会	附属機関				○		○									
生活文化局	東京都多重債務問題対策協議会	専門家会議				○		○									
生活文化局	東京都公衆浴場対策協議会	専門家会議				○		○									

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

		会議の公開				議事録の公開				廃止検討の有無							
局名等	機関名称	機関種別	自己点検前との比較		非公開理由 内容	プレス		非公開理由 内容	公開方法		公開内容						
			一部非公開	全部公開		一部公開のみ	全部公開		ホームページ	その他	全文（発言者除く）	全文（一部削除、発言者含む）	全文（一部削除、発言者除く）	全文（発言者含む）	要旨（発言者除く）	要旨（発言者含む）	議事項目等（議事録以外のもの）
生活文化局	東京都私立学校審議会	附属機関	一部非公開	一部非公開	個人、企業等情報保護	○	○	個人、企業等情報保護	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生活文化局	東京都私立学校助成審議会	附属機関	○	○	個人、企業等情報保護	○	○	個人、企業等情報保護	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生活文化局	東京都現代美術館美術資料収蔵委員会	専門家会議	○	○	個人、企業等情報保護	○	○	個人、企業等情報保護	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生活文化局	東京都現代美術館美術資料収蔵委員会	専門家会議	○	○	個人、企業等情報保護	○	○	個人、企業等情報保護	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生活文化局	東京都現代美術館美術資料収蔵委員会	専門家会議	○	○	個人、企業等情報保護	○	○	個人、企業等情報保護	○	○	○	○	○	○	○	○	○

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

		会議の公開				議事録の公開				廃止				
局名等	機関名称	機関種別	自己点検前との比較		非公開理由 内容	主な非公開理由	非公開	自己点検前との比較	非公開	非公開理由 内容	公開方法		公開内容	
			一般	プレス							その他	その他	全文 （一部削除、発言者含む）	全文 （一部削除、発言者含む）
生活文化局	東京都平和の日記念行事企画検討委員会	専門家会議	○					○			○			
生活文化局	東京都名誉都民選考委員会	専門家会議	○					○						○
生活文化局	東京都消費者被害救済委員会	附属機関												○
オリンピック・パラリンピック準備局	都立競技施設整備に関する諮問会議	専門家会議												○
オリンピック・パラリンピック準備局	新規恒久施設等の後利用に関する7ドバイガラリー会議	専門家会議												○
オリンピック・パラリンピック準備局	東京都スポーツ振興審議会	附属機関	○											○

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

		会議の公開										議事録の公開														
局名等	機関名称	機関種別	自己点検前との比較		一般		非公開理由		プレス		自己点検前との比較		公開状況		非公開理由		公開方法		公開内容						廃止検討有無	
			自己点検前との比較	公開	一部公開	非公開	主なる非公開理由	内容	全部公開	一部公開のみ	非公開	要旨公開	要旨全文公開	要旨公開	要旨全文公開	主なる非公開理由	内容	ホームページ	その他	全文（発言者除く）	全文（一部削除、発言者除く）	要旨（発言者含む）	要旨（発言者除く）	議事録以外等		
都市整備局	東京都国土利用審議会	附属機関			○	個人、企業等情報保護	会議において取り扱う情報が、個人情報等を含む等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき、または、会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害される恐れがあるとき。	○				要旨公開 → 要旨全文公開	○	個人、企業等情報保護	審議の内容に個人情報が含まれる場合等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき。	○										
都市整備局	東京都都市計画審議会	附属機関			○	個人、企業等情報保護	会議において取り扱う情報が、個人情報等を含む等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき、又は会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害される恐れがあるとき。	○				要旨公開 → 要旨全文公開	○	個人、企業等情報保護	審議の内容に個人情報が含まれる場合等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき。	○										
都市整備局	東京都土地利用審査会	附属機関			○	個人、企業等情報保護	会議において取り扱う情報が、個人情報等を含む等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき、又は会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害される恐れがあるとき。	○				要旨公開 → 要旨全文公開	○	個人、企業等情報保護	審議の内容に個人情報が含まれる場合等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき。	○										
都市整備局	東京都景観審議会	附属機関			○	個人、企業等情報保護	会議において取り扱う情報が、個人情報等を含む等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき、又は会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害される恐れがあるとき。	○				要旨公開 → 要旨全文公開	○	個人、企業等情報保護	審議の内容に個人情報が含まれる場合等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき。	○										

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

局名等	機関名称	機関種別	会議の公開				議事録の公開				廃止 検討有無		
			自己点検前との比較	一般 公開 ○	非公開理由 内容	プレス		自己点検前との比較	非公開 公開 ○	非公開理由 内容		公開方法	
						全部公開	一部公開のみ					ホームページ	その他
都市整備局	東京都広告物審議会	附属機関	○	個人、企業等情報保護	審議の内容に企業情報が含まれる場合等については、非公開とする場合がある。	○	要旨公開 →全文公開	個人、企業等情報保護	審議の内容に個人情報が含まれる場合等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき。	○	○		
都市整備局	東京都住宅政策審議会	附属機関	○			○	要旨公開 →全文公開			○			
都市整備局	東京都常設新線及び宅地開発の一体的推進協議会	連絡調整会議	○	個人、企業等情報保護	会議において取り扱う情報が、企業情報を含むなど、企業の秘密保護を図ることが必要な場合については、非公開とする場合がある。	○	要旨公開 →全文公開	個人、企業等情報保護	会議において取り扱う情報が、企業情報を含むなど、企業の秘密保護を図ることが必要な場合については、非公開とする。	○			
都市整備局	東京都総合治水対策協議会	連絡調整会議	○	個人、企業等情報保護	審議の内容に個人情報や企業情報が含まれる場合等については、非公開とする場合がある。	○	要旨公開 →全文公開	個人、企業等情報保護	審議の内容に個人情報が含まれる場合等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき。	○			

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

局名等		機関名称		機関種別		会議の公開					議事録の公開					廃止 検討有無											
						自己点検前との比較		一般		非公開理由		プレス		自己点検前との比較			公開状況		非公開理由		公開方法		公開内容				
						公開	非公開	公開	非公開	主な非公開理由	内容	全部公開	一部公開のみ	非公開	要旨公開		全文公開	要旨公開	全文公開	要旨非公開理由	内容	ホームページ	その他	全文（一部削除、発言者除く）	全文（一部削除、発言者含む）	全文（一部削除、発言者除く）	全文（一部削除、発言者含む）
都市整備局	東京都豪雨対策検討委員会	専門家会議		○	個人、企業等情報保護	審議の内容に個人情報や企業情報が含まれる場合等については、非公開とする場合がある。			○	要旨公開 → 全文公開		個人、企業等情報保護		○	審議の内容に個人情報が含まれる場合等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき。				○								
都市整備局	利用者の視点に立った東京の交通戦略推進会議	連絡調整会議		○	個人、企業等情報保護	会議では、施策を進める場所等も含めて検討するため、検討段階の不確定な要素を公開した場合、都民や関連業者等に与える影響が大きくなり委員の自由な意見交換が阻害される恐れがあるため			○	要旨公開 → 全文公開		個人、企業等情報保護		○	委員の自由な意見交換が阻害されるおそれがある場合等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき。					○							
都市整備局	臨海副都心周辺地域における公共交通協賛協議会	専門家会議		○	個人、企業等情報保護	BRT事業計画の策定に向けた検討内容など、会議を公開することにより事業者の事業運営上の不利益が生じる可能性がある協賛及び公正かつ円滑な事業運営に支障が生じると認められる協議については、会長の直言により、非公開で行う			○	要旨公開 → 全文公開		個人、企業等情報保護		○	BRT事業計画の策定に向けた検討内容など、議事録を公開することにより、事業者の事業運営上の不利益が生じる可能性がある場合等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき。												

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

局名等	機関名称	機関種別	会議の公開				議事録の公開				廃止 検討有無	
			自己点検前との比較	一般 公開	非公開理由 内容	プレス		自己点検前との比較	非公開理由 内容	公開方法		
						全部公開	一部公開のみ			ホームページ		その他
都市整備局	新宿タワーマーニナル協議会	連絡調整会議		○	個人、企業等情報保護	議論の内容に各社固有の企業情報が含まれている場合、非公開とすることがある。	○	個人、企業等情報保護	○	○		
都市整備局	東京都開発審査会	附属機関		○	個人、企業等情報保護	開発審査会は開発許可処分等の違法性の有無について、審議し裁決を行う準司法的な性格を有する合議制の機関であることから、①個人のプライバシー保護②企業・団体等の秘密保護③自由な意見交換が阻害される恐れがある④公正な行政執行の確保のため等に該当するときは、審査会に諮り了承を得た上で非公開とする。		個人、企業等情報保護	○	○		
都市整備局	東京都都市復興基本計画検討委員会	専門家会議		○					○			
都市整備局	東京都地域危険度測定調査委員会	専門家会議		○	公正な行政執行の確保	研究段階での仮説を多く含む情報が拡散することにより、市民の誤解を招き、委員の自由で積極的な意見交換が阻害され、公正な行政執行の確保が困難となる恐れがあるため		公正な行政執行の確保	○		○	
都市整備局	東京都計画事業亀戸・大島、小松川第三地区第一工区市区街地再開発審査会	細附高機関		○	個人、企業等情報保護	個人のプライバシー保護のため		個人、企業等情報保護	○		○	

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

局名等	機関名称	機関種別	会議の公開				議事録の公開				廃止 検討有無			
			自己点検前との比較	一般	非公開理由 内容	プレス 全部公開のみ	非公開理由 内容	非公開理由	公開方法	公開内容				
										非公開		非公開	非公開	非公開
都市整備局	東京都計画事業亀戸・大島、小松川第三地区第三区市街地再開発審査会	細附属機関		<input type="radio"/> 非公開	個人・企業等情報保護のため	<input type="radio"/> 全部公開	<input type="radio"/> 非公開	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	<input type="radio"/>	
都市整備局	東京都計画事業亀戸・大島、小松川第三地区第五区市街地再開発審査会	細附属機関		<input type="radio"/> 非公開	個人・企業等情報保護のため	<input type="radio"/> 全部公開	<input type="radio"/> 非公開	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	<input type="radio"/>	
都市整備局	東京都計画事業亀戸・大島、小松川第三地区第六区市街地再開発審査会	細附属機関		<input type="radio"/> 非公開	個人・企業等情報保護のため	<input type="radio"/> 全部公開	<input type="radio"/> 非公開	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	<input type="radio"/>	
都市整備局	東京都計画事業亀戸・大島、小松川第三地区第八区市街地再開発審査会	細附属機関		<input type="radio"/> 非公開	個人・企業等情報保護のため	<input type="radio"/> 全部公開	<input type="radio"/> 非公開	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	<input type="radio"/>	
都市整備局	東京都計画事業亀戸・大島、小松川第三地区第九区市街地再開発審査会	細附属機関		<input type="radio"/> 非公開	個人・企業等情報保護のため	<input type="radio"/> 全部公開	<input type="radio"/> 非公開	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	<input type="radio"/>	
都市整備局	東京都計画事業亀戸・大島、小松川第三地区第十二区市街地再開発審査会	細附属機関		<input type="radio"/> 非公開	個人・企業等情報保護のため	<input type="radio"/> 全部公開	<input type="radio"/> 非公開	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	<input type="radio"/>	
都市整備局	東京都計画事業亀戸・大島、小松川第三地区第十三区市街地再開発審査会	細附属機関		<input type="radio"/> 非公開	個人・企業等情報保護のため	<input type="radio"/> 全部公開	<input type="radio"/> 非公開	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	個人・企業等情報保護のため	<input type="radio"/>	

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

局名等	機関名称	機関種別	会議の公開						議事録の公開																	
			自己点検前との比較	一般		非公開理由		プレス		自己点検前との比較	非公開理由	非公開理由	公開方法		公開内容											
				公開	非公開	主な非公開理由	内容	全部公開	一部公開のみ				非公開	公開	ホームページ	その他	全文（発言者含む）	全文（一部削除、発言者含む）	全文（一部削除、発言者除く）	全文（発言者除く）	要旨（発言者含む）	要旨（発言者除く）	議事項目等（議事録以外のもの）			
都市整備局	東京都市計画事業亀戸・大島、小松川第三地区第十四区区市街地再開発審査会	細附属機関		○	個人・企業等情報保護	個人のプライバシー保護のため		○	○	○	個人・企業等情報保護	個人のプライバシー保護のため	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都市整備局	東京都市計画事業環状第二号線新橋・虎ノ門地区区市街地再開発審査会	細附属機関		○	個人・企業等情報保護	個人のプライバシー保護のため		○	○	○	個人・企業等情報保護	個人のプライバシー保護のため	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都市整備局	東京都市計画事業花畑北部土地区画整理審議会	細附属機関		○	個人・企業等情報保護	個人のプライバシー保護のため		○	○	○	個人・企業等情報保護	個人のプライバシー保護のため	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都市整備局	東京都市計画事業蒲江駅西部土地区画整理審議会	細附属機関		○	個人・企業等情報保護	個人のプライバシー保護のため		○	○	○	個人・企業等情報保護	個人のプライバシー保護のため	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都市整備局	東京都市計画事業篠崎駅東部土地区画整理審議会	細附属機関		○	個人・企業等情報保護	個人のプライバシー保護のため		○	○	○	個人・企業等情報保護	個人のプライバシー保護のため	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都市整備局	東京都市計画事業豊洲土地区画整理審議会	細附属機関		○	個人・企業等情報保護	個人のプライバシー保護のため		○	○	○	個人・企業等情報保護	個人のプライバシー保護のため	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都市整備局	東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理審議会	細附属機関		○	個人・企業等情報保護	個人のプライバシー保護のため		○	○	○	個人・企業等情報保護	個人のプライバシー保護のため	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

		会議の公開				議事録の公開				廃止			
局名等	機関名称	機関種別	自己点検前との比較		非公開理由 内容	非公開理由 内容	非公開理由 内容	非公開理由 内容	非公開理由 内容	非公開理由 内容	公開方法 その他	公開内容	
			一般	プレス								公開状況	公開内容
				全部公開のみ	全部公開のみ	全部公開のみ	全部公開のみ	全部公開のみ	全部公開のみ	全部公開のみ	その他	全文（発言者含む）	全文（発言者含む）
都市整備局	東京都計画事業有明北土地区画整理審議会	細附属機関	○	○	個人・企業等情報保護	個人・企業等情報保護	個人・企業等情報保護	個人・企業等情報保護	個人・企業等情報保護	個人・企業等情報保護	○		
都市整備局	東京都計画事業請池四・五丁目土地区画整理審議会	細附属機関	○	○	個人・企業等情報保護	個人・企業等情報保護	個人・企業等情報保護	個人・企業等情報保護	個人・企業等情報保護	個人・企業等情報保護	○		
都市整備局	東京都建築審査会	附属機関	○	○	個人・企業等情報保護	個人・企業等情報保護	個人・企業等情報保護	個人・企業等情報保護	個人・企業等情報保護	個人・企業等情報保護	○		
都市整備局	東京都建設工事紛争審査会	附属機関	○	○	法令等	法令等	法令等	法令等	法令等	法令等			
都市整備局	東京都建築紛争調停委員会	附属機関	○	○	法令等	法令等	法令等	法令等	法令等	法令等			
都市整備局	東京都建築士審査会	附属機関	○	○	個人・企業等情報保護	個人・企業等情報保護	個人・企業等情報保護	個人・企業等情報保護	個人・企業等情報保護	個人・企業等情報保護	○		

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

				会議の公開				議事録の公開				廃止	
局名等	機関名称	機関種別	自己点検前との比較		非公開理由	非公開理由	非公開理由	公開状況		公開方法		公開内容	
			一般公開	一部非公開				非公開	一部非公開	ホームページ	その他	全文（一部削除、発言者除く）	全文（一部削除、発言者含む）
都市整備局	東京都営住宅高額所得者審査会	附属機関	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	個人、企業等情報保護	個人、企業等情報保護	個人、企業等情報保護	<input type="checkbox"/>	議事項目等を公開	<input type="checkbox"/>	ホームページ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
環境局	東京都公害審査会	附属機関	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	個人、企業等情報保護	法令等による公開禁止（公害紛争処理法第37条、個人のプライバシー保護 ※総会）は冒頭のみ公開、頭取りのみ可能	法令等による公開禁止（公害紛争処理法第37条、個人のプライバシー保護 ※総会）は冒頭のみ公開、頭取りのみ可能	<input type="checkbox"/>	議事項目等を公開	<input type="checkbox"/>	ホームページ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
環境局	東京都環境保全推進委員会	附属機関	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	ホームページ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
環境局	東京都環境審議会	附属機関	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	ホームページ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
環境局	東京都環境影響評価審議会	附属機関	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	ホームページ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
環境局	東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会	専門家会議	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	ホームページ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

局名等	機関名称	機関種別	会議の公開					議事録の公開				廃止 検討有無														
			自己点検前との比較	一般	非公開理由 内容	プレス 全部公開のみ	自己点検前との比較	公開状況	非公開理由		公開方法		公開内容													
									主な非公開理由	内容	ホームページ		その他	全文 （一部削除、発言者含む）	全文 （一部削除、発言者含む）	要旨（発言者含む）	要旨（発言者除く）	要旨（発言者除く）	（議事項目等以外のもの）							
			公開	非公開	要旨公開 →全文公開	要旨公開 →全文公開	要旨公開 →全文公開	要旨公開 →全文公開	要旨公開 →全文公開	要旨公開 →全文公開	要旨公開 →全文公開		要旨公開 →全文公開	要旨公開 →全文公開	要旨公開 →全文公開	要旨公開 →全文公開										
環境局	優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る審査委員会	専門家会議	○	非公開		○	要旨公開 →全文公開	○	要旨公開 →全文公開	○	ホームページ															
環境局	排出量取引の運用に関する専門家委員会	専門家会議	○	非公開		○	要旨公開 →全文公開	○	要旨公開 →全文公開	○	ホームページ															
環境局	東京都地域冷暖房区域指定委員会	専門家会議	○	一部非公開		○	要旨公開 →全文公開	○	要旨公開 →全文公開	○	ホームページ															
環境局	水素社会の実現に向けた東京推進会議	専門家会議	○	非公開		○	要旨公開 →全文公開	○	要旨公開 →全文公開	○	ホームページ															
環境局	東京都建築物環境計画書制度改正に係る技術検討会	専門家会議	○	非公開		○	要旨公開 →全文公開	○	要旨公開 →全文公開	○	ホームページ															
環境局	東京都フロン等回収・処理推進協議会	連絡調整会議	○	一部非公開		○	要旨公開 →全文公開	○	要旨公開 →全文公開	○	ホームページ															

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

局名等	機関名称	機関種別	会議の公開				議事録の公開				廃止 検討有無		
			自己点検前との比較	一般	非公開理由 内容	プレス 全部公開のみ	非公開	非公開理由 内容	公開方法 ホームページ	公開内容 全文 （一部削除、発言者含む）			
												公開状況 非公開	公開内容 全文 （一部削除、発言者含む）
環境局	高圧ガス及び火薬類保安行政推進会議	連絡調整会議	一部非公開 →公開	○									
環境局	大気中微小粒子状物質検討会	専門家会議	一部非公開 →公開	○									
環境局	低NOx・低CO ₂ 小規模燃焼機器認定委員会	専門家会議	非公開 →一部非公開	○	個人・企業等情報保護	製品技術等の秘密保護のため	○	個人・企業等情報保護	製品技術等の秘密保護のため	○			
環境局	東京都粒子状物質減少装置指定審査会	専門家会議	非公開 →一部非公開	○	個人・企業等情報保護	製品技術等の秘密保護のため	○	個人・企業等情報保護	製品技術等の秘密保護のため	○			
環境局	東京都自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会	附属機関	○										
環境局	土壌汚染対策検討委員会	専門家会議	○										
環境局	東京都自然環境保全審議会	附属機関	○										

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

局名等	機関名称	機関種別	会議の公開				議事録の公開				廃止 検討有無												
			自己点検前との比較	一般	非公開理由 内容	プレス 全部公開のみ	自己点検前との比較	非公開	非公開理由 内容	公開方法 ホームページ		公開内容 全文 （一部削除、発言者除く）											
													一部非公開 →公開	一部非公開	その他	全文 （一部削除、発言者含む）							
環境局	地下水対策検討委員会	専門家会議	非公開→公開	○		○		非公開 →全文公開	○														
環境局	屋形船水環境保全対策推進協議会	連絡調整会議	非公開→公開	○		○		非公開 →全文公開	○														
環境局	東京都廃棄物審議会	附属機関		○		○			○														
環境局	東京都産業廃棄物対策推進協議会	連絡調整会議		○		○			○														
環境局	東京都廃棄物処理施設の審査に係る専門委員会	専門家会議	一部非公開 →公開	○				一部公開 →全文公開	○														
環境局	産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の審査に係る専門的検討委員会	専門家会議	非公開 →一部非公開	○				非公開 →全文公開	○														

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

局名等	機関名称	機関種別	会議の公開				議事録の公開				廃止 検討有無												
			自己点検前との比較	一般 公開	非公開理由 内容	プレス 全部公開のみ	自己点検前との比較	非公開	主な非公開理由	非公開理由 内容		公開方法											
												一部公開	非公開	ホームページ	その他	全文（一部削除、発言者除く）	全文（一部削除、発言者含む）	全文（発言者除く）	全文（発言者含む）				
																				（一）	（二）	（三）	（四）
福祉保健局	東京都社会福祉審議会	附属機関	○	○		○					○												
福祉保健局	社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会	専門家会議		○	個人、企業等情報保護のため。		○	議事項目等を公開		個人、企業等情報保護	○		個人、企業等情報保護及び法人の秘密保護のため。										○
福祉保健局	社会福祉法人専門家会議	専門家会議		○	個人、企業等情報保護のため。		○	非公開→全文公開		個人、企業等情報保護	○		法人等の秘密保護のため。										○
福祉保健局	法人、施設等指導委員会	専門家会議		○	個人、企業等情報保護のため。		○	非公開→全文公開		個人、企業等情報保護	○		法人等の秘密保護のため。										○
福祉保健局	東京都保健医療計画推進協議会	連絡調整会議		○			○																○
福祉保健局	東京都医療審議会	附属機関		○			○																○

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

局名等	機関名称	機関種別	会議の公開				議事録の公開				廃止 検討有無	
			一般		非公開理由		自己点検前との比較	非公開理由	公開方法	公開内容		
			公開	非公開	全部公開	一部公開のみ						
			一部公開	非公開	一部削除、発言者含む	全文						
福祉保健局	東京都特定機能病院連絡協議会	専門家会議	○				○					
福祉保健局	東京都リハビリテーション協議会	専門家会議	○				○					
福祉保健局	東京都糖尿病医療連携推進協議会	専門家会議	○				○					
福祉保健局	東京都脳卒中医療連携協議会	専門家会議	○				○					
福祉保健局	東京都在宅療養推進会議	専門家会議	○				○					
福祉保健局	転院支援情報システム検討会議	専門家会議	○				○					
福祉保健局	東京都地域リハビリテーション支援センター選定委員会	専門家会議	○				○					○

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

局名等	機関名称	機関種別	会議の公開				議事録の公開				廃止	検討有無						
			自己点検前との比較	一般	非公開理由	プレス	自己点検前との比較	公開状況	非公開理由	公開方法			公開内容					
														一部非公開	一部公開のみ	全部公開	ウェブページ	その他
			公開	非公開	内容	一部公開のみ	一部公開	非公開	内容	ウェブページ			全文	一部削除、発言者除く	全文	一部削除、発言者含む	全文	要旨（発言者含む）
福祉保健局	東京都産科保健対策推進協議会	連絡調整会議	○															
福祉保健局	東京都がん対策推進協議会	連絡調整会議	○															
福祉保健局	救急医療対策協議会	専門家会議	○															
福祉保健局	救急医療機関認定審査会	連絡調整会議	○							○								
福祉保健局	東京都周産期医療協議会	専門家会議	○															

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

局名等	機関名称	機関種別	会議の公開				議事録の公開				廃止 検討有無					
			自己点検前との比較	一般	非公開理由 内容	プレス 一部公開のみ	自己点検前との比較	非公開	非公開理由 内容	公開方法 ホームページ		公開内容 全文 （一部削除、発言者含む）				
													一部非公開	非公開理由	公開方法 その他	公開内容 全文 （一部削除、発言者含む）
福祉保健局	東京都小児医療協議会	専門家会議	○	○	○	○	○	○	○	○						
福祉保健局	東京都災害医療協議会	専門家会議	○	○	○	○	○	○	○	○						
福祉保健局	東京都へき地医療対策協議会	専門家会議	○	○	○	○	○	○	○	○						
福祉保健局	東京都衛生検査所精度管理検討委員会	専門家会議	○	○	○	○	○	○	○	○						
福祉保健局	東京都医療安全推進協議会	専門家会議	○	○	○	○	○	○	○	○						
福祉保健局	東京都死因究明推進協議会	連絡調整会議	○	○	○	○	○	○	○	○						

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

局名等	機関名称	機関種別	会議の公開				議事録の公開				廃止 検討有無					
			自己点検前との比較	一般公開 一部非公開	非公開理由		非公開理由	非公開理由	公開方法			公開内容				
					主な非公開理由	内容			ホームページ	その他		全文（一部削除、発言者含む）	全文（一部削除、発言者含む）	要旨（発言者含む）	要旨（発言者除く）	（議事項目等以外のもの）
自己点検前との比較	全部公開	一部公開のみ	非公開	自己点検前との比較	非公開	自己点検前との比較	非公開	自己点検前との比較	非公開	自己点検前との比較						
福祉保健局	東京都准看護師試験委員会	附属機関	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	公正な行政執行の確保のため。	公正な行政執行の確保のため。	公正な行政執行の確保のため。	<input type="checkbox"/>	ホームページ			<input type="checkbox"/>				
福祉保健局	東京都看護師等修学資金選考委員会	附属機関	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	個人・企業等情報保護	個人・企業等情報保護	個人・企業等情報保護	<input type="checkbox"/>	ホームページ			<input type="checkbox"/>				
福祉保健局	東京都ナースプラザ運営協議会	連絡調整会議	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>				
福祉保健局	東京都地域医療対策協議会	専門家会議	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>				
福祉保健局	東京都地域医療支援センター運営委員会	専門家会議	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>				
福祉保健局	東京都医療勤務環境改善支援センター運営協議会	専門家会議	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>				
福祉保健局	東京都看護職員需給見通し策定検討委員会	専門家会議	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>				
福祉保健局	西多摩地域保健医療協議会	細連絡調整会議	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>				

附属機関等の情報公開チェックリスト（見直しの方向性）

		会議の公開				議事録の公開				廃止		
局名等	機関名称	機関種別	自己点検前との比較		非公開理由 内容	プレス		非公開理由 内容	公開方法		公開内容	有無
			一般公開	一部公開		全部公開	一部公開のみ		ホームページ	その他		
福祉保健局	南多摩地域保健医療協議会	細連絡調整会議	○	○		○	○		○	○		
福祉保健局	北多摩西部地域保健医療協議会	細連絡調整会議	○	○		○	○		○	○		
福祉保健局	北多摩南部地域保健医療協議会	細連絡調整会議	○	○		○	○		○	○		
福祉保健局	北多摩北部地域保健医療協議会	細連絡調整会議	○	○		○	○		○	○		
福祉保健局	島しょ地域保健医療協議会	細連絡調整会議	○	○		○	○		○	○		
福祉保健局	自殺総合対策東京会議	専門家会議	○	○		○	○		○	○		
福祉保健局	東京都健康推進プラン21(第二次)推進会議	専門家会議	○	○		○	○		○	○		